

日本学生法教育連合会会報誌第3号

United Students for Legal Education

USLE Report No. 3



USLE

UNITED STUDENTS
FOR LEGAL EDUCATION

2019 年度活動年表

令和元年

- 5 月 9 日 3 期理事と打ち合わせ
- 5 月 11 日 「教育維新やっちゃいます！～子どもの命と心を守るために～」
(於：サイボウズ東京オフィス 27 回パーク・約 100 名)
主催・一般社団法人ヒューマンラブエイド (HLA)
共催・サイボウズ株式会社
- 6 月 21 日 第 3 回総会 (於：恵比寿イーストギャラリー)
- 7 月 4 日 模擬裁判 (八王子東高校・8 名)
- 5 日 理事会
- 10 日 模擬裁判 (埼玉県私立昌平中学校 3 年生・84 名)
- 12 日 法教育授業 (東京都立東大和南高等学校 3 年生・320 名)
「昔話法廷」を題材
- 13 日 模擬裁判 (國學院大学)
- 17 日 法教育授業 (東京都立足立東高等学校 3 年生・180 名)
「昔話法廷」を題材
- 18 日 模擬投票 (東京都立東村山高等学校 3 年生・186 名)
- 8 月 9 日 理事会
- 9 月 24 日 法教育授業 (東京都立小山台高等学校 3 年生・16 名)
「昔話法廷」を題材
- 30 日 理事会
- 10 月 3 日 模擬裁判 (東京都立立川国際中等教育学校 1 年生・138 名)
- 16 日 法教育授業 (東京都立鷺宮高等学校 3 年生・258 名)
「昔話法廷」を題材

- 11月 5日 理事会
- 6日 模擬投票（東京都立鷺宮高校3年生・258名）
- 16日 司法試験合格祝賀会・勉強会・受験体験談
- 21日 法教育授業（東京都立足立西高等学校3年生・187名）
「昔話法廷」を題材
- 26日 理事会
- 27日 法教育授業（東京都立板橋有徳高等学校3年生・68名）
「昔話法廷」を題材
- 28日 模擬裁判（東京都立武蔵高等学校3年生・119名）
- 12月 1日 龍谷大学法教育フェスタに参加・模擬裁判を実施
（於：京都府立図書館）
- 13日 法教育授業（東京都立稔ヶ丘高等学校3・4年生・118名）
「昔話法廷」を題材
- 17日 法教育授業（東京都立野津田高等学校2年生・56名）
「昔話法廷」を題材
- 21日 金沢大学・岡山大学学部生との交流会（於：金沢大学）
- 24日 模擬裁判（東京都立葛西南高等学校3年生・236名）

令和2年

- 1月 8日 模擬裁判（國學院大學）
- 2月 8日 模擬裁判（東京都立駒繫小学校6年生）
- 10日 模擬裁判（東京都立東深沢小学校6年生・120名）
- 19日 模擬投票（東京都立足立高等学校3年生・55名）
- 3月24日 理事会

日本学生法教育連合会

United Students for Legal Education

—USLE の紹介—

・はじめに

日本に法教育が紹介されてから 20 年以上が経った。近年は、成人年齢や選挙権獲得年齢が 18 歳に引き下げられたことで、子どもたちに裁判や選挙のしくみについての知識や、主権者としての当事者意識を育むものとして、法教育はさらに注目を集めている。加えて、2022 年より高等学校の公民科で新科目「公共」が導入されるが、そこでは法的な主体としての資質・能力の育成が目指されている。こうした動向から、学校教育における法教育の需要はさらに高まっているといえる。

これまでの学校の授業では、憲法を中心とした法や法制度、裁判判例などを教え込む、いわゆる知識・暗記型の授業が中心となり、法や法制度の根本にある意義や課題について取り上げていくことは少なかった。しかし、法教育の求める「国民一人ひとりが、自由で公正な社会の担い手となるために欠くことのできない資質¹」の育成には、そういった教育ではなく、「法や法制度の価値や原理に関する知識」と、「知識を自分なりの視点から発展させて考え、実生活で応用する技能」この両方の側面を伸ばしていく方法が有効である。そしてこれらは、リーガルリテラシー（法的素養）に類似しており、この知識・技能の両方を持ち合わせている担い手としては、法律実務家が適役であると言える。彼らはこれまで、精力的に出張教室やイベントなどの法教育活動を行ってきた。しかしながら、教員と法曹関係者の間での法教育についての理解の齟齬があること²や、そもそも法律実務家は多忙のために十分に法教育活動ができないという問題がある。これらの課題を克服するために、昨今、新しい担い手の育成が求められているのである。

そこで、今こそ注目すべきであるのが、「学生」である。かつて、学生は独自の「法教育サークル」や「法教育ゼミ」で法教育活動を行っていたが、実際には、

¹ 法教育研究会・4 頁。

² 今井秀智「LAW Angle-法科大学院の論点-臨床法学教育としての『法教育』授業の実践」『法学セミナー』690 号（2012 年）40 頁。

活動の幅や活動できる学年には制限があり、非常に閉鎖的なものであった。このような状況に変化をもたらし、学生による法教育活動を支援するために設立された団体が、この USLE である。

USLE は 2015 年の活動開始以来、新たな法教育の主体として、学生（法学部生、法科大学院生、その他法教育に興味のある学生）に着目し、その活動の幅を広げてきた。学生主体の法教育の先駆けである、米国のストリート・ローの例を参考にすると、各学校に設置された法教育サークルの上に大きな母体となる団体が設置されること、そして、その中で学生が自由に活動できる環境をつくることは、学生主体の法教育の発展に向けた大きな手がかりであると言える。同じように、日本にも現存する法教育サークルがそれぞれに協力関係を持てる場が必要であり、その役割をいま、USLE は担っているのである。

・今年度の USLE の活動

本誌のタイトルは「闊達」であるが、今年度の USLE の活動はまさに闊達自在なものであった。創設したての手探り状態から、腰を据えて様々なプログラムを開催できるようになり、さらに活動の幅が広がったと言える。とりわけ、「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」を通じた授業依頼（中でも「模擬裁判」「模擬投票」「昔話法廷」のプログラムに対する依頼）数が増加した点を特筆したい。これらは、2017 年度および 2018 年度は年に 8 回と非常に少なかったが、2019 年度は 30 回近くに増加している（表参照）。これは、USLE の活動が少しずつ評価を得るようになったことに加え、正会員による法と教育学会・臨床法学教育学会での活動報告で知名度そのものが上がったこと、そして何よりも、USLE の提供するプログラムに対する学校現場からの需要の高さがうかがえる。

【表：プログラムごとの実施回数（執筆者作成）】

プログラム	2017 年度	2018 年度	2019 年度
模擬裁判	4 (小 1/中 1/高 1/他 1)	5 (小 1/中 2/高 1/大 1)	14 小 2/中 2/高 5/大 2/他 3
模擬投票	0	0	6 (高 6)
昔話法廷	4 (高 4)	3 (高 3)	9 (高 9)
計	8	8	29

※小…小学校、中…中学校、高…高校、大…大学、他…消防署や新聞社での実施

一方で、会員個々における法教育授業を行うレベルについても、徐々に高まってきていると言える。出張授業だけではなく、金沢での法教育交流会や京都法教育フェスタへの参加、（惜しくもコロナ禍で中止にはなってしまったものの）法教育祭への準備の様子などを見るに、1人1人から「教えてつ自らも貪欲に学ぶ」姿勢が感じられた。さらに、繰り返し授業を実施するなかで、授業を行うにあたり必要となる基本的なスキルをしっかりと身に付けた会員も、多く見受けられた。しかしながら、このような学生が1期限りの活動で引退するというのは非常に惜しいもので、今後は、当年度主体として活動した会員が、その知識や技能を次年度の後輩へ伝えていく「継承」を意識した活動も行われていくべきだろう。

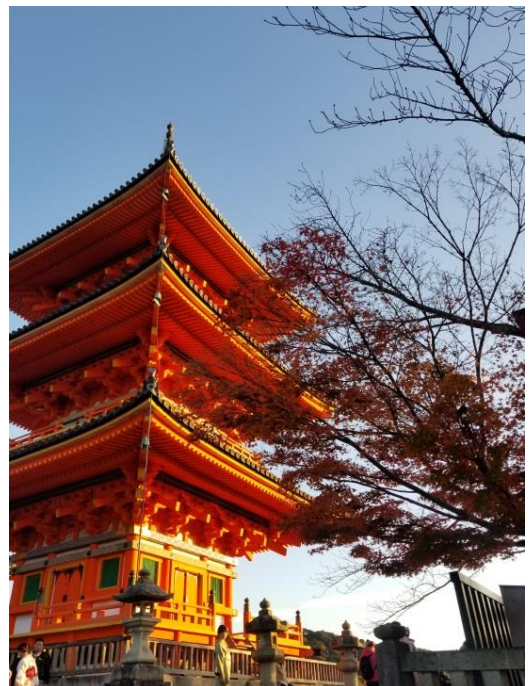
最後に、USLEは、2020年で創立から5年を迎え、一つ大きな節目を迎える。これまで積み重ねてきた功績ある活動を基盤としつつ、これからはさらに活動を「どう拡大していくか?」「どう繋げていくか?」が大きな課題となるだろう。USLEのさらなる発展の為に、正会員・賛助会員ともに、考えていく必要がある。

東京学芸大学大学院社会科教育専攻法学コース2019年度修了生 宮下奈緒



2019 年度活動報告

- 模擬裁判—小学生対象—
- 模擬裁判—中・高・大学生対象—
- 模擬投票—高校生対象—
- 昔話法廷—浦島太郎裁判—
- 昔話法廷—さるかに合戦裁判—
- 定時制高校における授業
- 法教育祭り
 - 中央大学法科大学院
 - 慶応大学法科大学院
 - 学部生・院生混合チーム
 - 早稲田大学法教育研究会
- 金沢大学での交流会
- 司法試験合格者祝賀会



「模擬裁判」

—小学生対象—

1. 模擬裁判の実施

本稿は模擬裁判授業全般について報告するものです。USLE 第4期は、下記の、小学校における授業及び法教育イベントのプログラムの一環として模擬裁判授業を実施しました。

2019年 12月 1日：龍谷大学法情報研究会主催『法教育フェスタ 2019』
2020年 2月 8日：駒繫小学校
2020年 2月 10日：東深沢小学校

以下、模擬裁判の概要・意義を説明した後、法教育フェスタにおける模擬裁判授業と小学校における模擬裁判授業の所感を報告致します。

2. 模擬裁判授業の概要

(1) 刑事裁判導入

まずは、授業参加者に知っている犯罪を挙手や指名により挙げて頂き、授業参加者の緊張を緩和しつつ刑事裁判の導入を行います。刑事実体法と刑事手続法の関係は、仮想事例を用いて説明しました。

(2) 事件の発生

次に、資料を配布している最中に授業参加者の目の前で窃盗事件が起こります。具体的には、会場に不審な者が入室し、同人が会場前方に置いてある司会者のカバンを盗み、会場を走って逃げるという流れです。この際に、不審者が独り言を唱えつつ、片手に目立つ物を持った状態で入室しますが、これらの事情が(4)で活かることになります。

(3) 伝言ゲーム

窃盗事件が発生した後は、班を作り、班ごとに伝言ゲームを実施します。伝言ゲームの内容は資料1の通りであり、伝言の内容は、最終的に各班で異なることが多いです。刑事訴訟法第320条第1項は伝聞証拠排除の原則を定めていますが、伝言ゲームという体験を通じて、授業参加者に「伝え話を安易に信用してはならない」ということを理解してもらうことが伝言ゲーム実施の趣旨です。

(4) 模擬裁判

以上を経てようやく、授業参加者が裁判員として臨む模擬裁判が始まります。最初の展開として、(2)の窃盗事件の犯人候補 2 人が会場に連れてこられます。授業参加者に、事件当時の記憶をもとに、多数決で模擬裁判にかける者を 1 人決めます。

次の展開は、公判手続の実施です。授業参加者の数名に裁判官役・検察官役・弁護人役を務めてもらい、冒頭手続、証人尋問、被告人質問といった一連の刑事手続の流れを、USLE で用意した台本に従って進めていきます。各手続の間で証人や被告人に質問する時間を作り、事件全体の具体的様相や証人・被告人の事情を浮き彫りにし、事実認定の素材を提供します。

最後の展開は、判決です。グループワークを行い、各班に判決を発表してもらって多数決により被告人が有罪か無罪かを決めます。被告人が真犯人の場合とそうでない場合、判決が有罪の場合と無罪の場合が考えられるので、①真犯人／有罪、②真犯人／無罪、③人違い／有罪、④人違い／無罪、の 4 パターンの判断がありえます。

(5) 総括

以上の模擬裁判を通じて、授業の趣旨を授業参加者に述べます。その際に、判決の内容にコメントをすることを重視しています。

3. 模擬裁判授業の意義

平成 13 年の裁判員制度の導入により、一般国民も裁判官とともに刑事訴訟手続に関与することがありえる社会になりました。そこで、裁判の具体的なイメージを抱いてもらうことを模擬裁判授業の目的の 1 つと考えています。また、法教育活動の一環として行われる模擬裁判授業には、法教育の普及・発展という社会貢献の意義もあります（資料 2 参照）。

4. 所感と改善点

(1) 小学校

駒繫小学校及び東深沢小学校での模擬裁判授業は 2 コマを利用して行われました。休み時間は取りますが、普段の授業とは内容が全く異なるものを扱うこともあり、授業参加者の集中力が落ちきらないようにする必要があります。USLE の模擬裁判は、知っている犯罪を聞くために挙手を促したり（2 (1) 参照）、伝言ゲームをしたりして（2 (3) 参照）、授業参加者に身体的動作をする機会を与え、集中力を維持する構造になっています。

判決内容は、駒繫小学校が真犯人／無罪で、東深沢小学校が人違い／有罪となって、人が人を裁いていることを実感させる結果となりました。

USLE 理事会において、証人尋問や被告人質問の段階で、何を証人や被告人に質問すべきか分からない授業参加者がいるとの報告がありました。小学生が法教育に接する機会はまれであり、適宜、事件の全体像のリマインドや、質問の具体例をこちらから示すのも一つの案として挙げることができます。授業参加者の理解の程度や雰囲気を確認しながら臨機応変に対応していくことを志向すべきと考える次第です。

(2) 法教育フェスタ

法教育フェスタでは、小学校におけるそれと対照的に、証人尋問や被告人質問の後に行われる質問が具体的で証人役と被告人役の力量が試されました。質問は授業参加者によって当然異なるので、その場で事件と自分の立場が整合するような陳述が求められます。USLE 会員が証人役及び被告人役を務めるので、会員間の教育の素材を収穫できたことにも意義を見出せました。また、授業参加者の質問により模擬裁判のシナリオに違和感を感じずる部分が発見され、よりよい授業を実現するための機会になりました。

判決内容は、人違い／無罪となり、判断の慎重さが感じ取れる結果となりました。小学校における判決と内容が異なるのは、法教育フェスタの参加者に法に通曉した方がおられたことが大きな要因と考えております。

なお、模擬裁判授業の内容は、小学生向けに作られていますが、伝言ゲームや証人尋問や被告人質問の後の質問、判決を出すためのグループワークのいずれも楽しんで頂き、全世代適合的な法教育活動への示唆を得ることができました。

5. よりよい模擬裁判授業の実現に向けて

私は上に紹介した全ての模擬裁判授業の司会を務めました。司会として、特に小学生を相手とする授業では、広く目を配り、授業参加者の理解の程度を確認することが、重要な技術であると心得ました。参加者全員に授業が充実したものだと感じてもらうためには、4 (1) (2) で述べた改善点を意識するのはもちろんのこと、台本に依拠しすぎず、自然かつスムーズに司会進行することが模擬裁判授業には必要不可欠なことだと考えます。そのために会員間の教育にも精を出し、恒久的に充実した法教育活動が実現できるようにすることが望まれます。

早稲田大学大学院法務研究科 荻野亮佑

【資料１】伝言ゲーム内容

(2019年12月1日法教育フェスタ「実践！THE 模擬裁判」)

昨日、黄色いセーターを着た
3匹の子ブタが、
緑色のマスクをしたオオカミと
四条河原町駅で待ち合わせて、
3月24日生まれの 森のスズメさんの
誕生日プレゼントを買いに行きました。

【資料２】日本学生法教育連合会規約抜粋

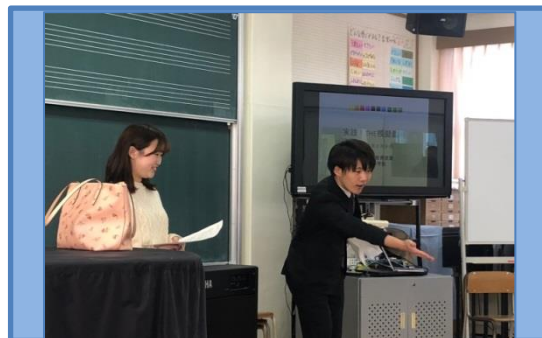
(目的)

第2条 本会は、法教育（法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育）の担い手として期待されている法科大学院生・大学院生・大学生・法教育団体等の相互の交流と協働により法教育の普及・促進活動を実践し、その活動を通じて得た法教育情報・ノウハウを学校や団体等の垣根を超えて共有・集約し、これを次世代へと継承することによって、法教育の普及・発展に寄与するとともに、社会に貢献することを目的とする。

・法教育フェスタ



・小学校



「模擬裁判」

—中・高・大学生対象—

「三井みつお事件」

・はじめに

裁判員制度の導入以来、三権分立の民主主義プロセスにおける「裁判」（司法）を、より身近に感じてもらうことを目的とした「模擬裁判」に注目が集まっている。そこで、ここでは中高大学生を対象として行う、参加型の「“刑事” 模擬裁判」について紹介する。なお、通常「模擬裁判」を行うにあたっては、上記の通り「裁判を身近に感じてもらうこと」がその目的とされることが多いが、我々は、そのような目的に加えて、裁判手続きの疑似体験を通して「法的なものの考え方」を伝えることも一つの目的であると考えている。

・問題意識

出張授業の休み時間などに、中高生と進路について話していると「法学部に行ったら六法全書を暗記させられる、自分は暗記が苦手だから法学部にはいかない」などと言われることが多い。実際、現役の法学部生の中にも「テスト前に暗記すればいい」と考える人がままいるようであるが、「法教育」を行うものとしては、このような認識は改められるべきであると強く思う。

すなわち、本来「法」を学ぶとは、「法律」を暗記することではなく“なぜ”そのような「法律」があるのか、また、その「法律」を何らかの事象にあてはめる際にはどのように解釈すればよいのかということを考え、そして同時に、そのあてはめの前提となる具体的な事実関係をできるだけ注意深く確認する、そのような一連の“考え方”を学ぶことであるように思う。

この点を「模擬裁判」について言えば、重要なのは、有罪か無罪かという結論よりも、むしろそれを判断する過程で、どのようなこと確認すべきか、また、確認した証拠から“なぜ”その者を有罪もしくは無罪にするのかということを考える、そのようなプロセスそのものであると言える。

・授業の目的

よって、本授業は、まず「裁判」というものを身近に感じてもらい、「法律」や「法的なものの考え方」に興味を持ってもらうことはもちろんであるが、加え

て、その被告人が真犯人であるかを検討するプロセスを通じて、事実関係を証拠に基づき客観的に検討し、先入観や感情によらない合理的な結論を導く、そのような意味での「法的なものの考え方」を伝えることを目的としたものとなっている。

・授業の概要

この「模擬裁判」は、自転車によるひったくり（強盗傷害）の事例を題材にしたもので、本件被告人は、犯行現場周辺の公園において、被害者の所持品である漫画本を読んでいたことから起訴されたが、あくまでもその漫画本はたまたま落ちていたものを拾っただけであると容疑を否認しており、被告人の容姿・服装等について被害者の目撃証言も曖昧であることから、当人が真犯人であるかが争われる、という設定のものである。

参加者の人数などによって役割分担は若干異なるが、基本的に、実際の裁判と同様に冒頭手続から始まり、証人尋問、被告人質問の順序で進んでいき、裁判官役の授業者が適時訴訟指揮を行いつつ生徒からの質問を受け、それに対して証人役と被告人役がそれぞれの設定に基づいて答え（場合によっては黙秘し）、それらを踏まえ最終的には、生徒がグループで話し合い、判決とその理由を発表するという流れで行われる。

・指導上の注意点

刑事事件を題材にした「模擬裁判」においては、しばしば、「冤罪」の危険性などとあわせて、「疑わしきは罰せず」（または「疑わしきは被告人の利益に」）という、いわゆる「無罪推定の原則」や、「予断排除の原則」が一つの重要なキーワードとしてあげられる。これらは本来、裁判において被告人を目の前にした者は、その被告人は「悪いことをした人である」という先入観から、被告人にとって“不利な”判断をしてしまう傾向がある、という不平等を是正するために生まれたものであるが、こと「模擬裁判」の授業においては、授業の冒頭であらかじめこのような原則を伝えてしまうと、「結論として“無罪”がこの授業の“解答”ないしは“正解”なのだろう」と生徒の側が授業者の意図を推し量り、場合によっては「どうせ無罪なのだろう」という被告人にとって“有利な”逆の思い込みを生じさせてしまう危険があるのである。

これでは、結果的にグループワークの段階でも十分に話し合いをしてもらえないことになり、結論よりも話し合いの過程・プロセスの重要性を伝えるという本来の目的を十分に達成することもできない。そのため、本授業においては、あえてそのような説明はせず、まずは直感的に気になったことを自由に発言してもらい、被告人や証人とのやり取りの中で、さらにどのような質問をすれば必要な情

報を引き出すことができるのか、確認しなければいけないことは何なのかを自発的に考えてもらうようにしている。

ちなみに、設定上この被告人は真犯人であり、それゆえ生徒の質問に対しては、あえて曖昧で首尾一貫しない返答をすることになるが、それでもなお生徒に興味を持ってもらい、少しでも積極的な発言を引き出すためには、演者の側があらかじめ裏設定を作りこみ、裁判にできるだけリアリティを持たせるように役に入り込む努力をすることも重要になる。

・授業の効果と今後の課題

実際にいくつかの学校でこの模擬裁判を行ったが、結論としては「無罪」判決を出す学校が多かった。この点、設定上被告人は真犯人であるので、本来有罪の者を裁くことができなかったことにもなるが、前にも述べた通りそのこと自体は問題ではない。しかし、学校によっては、時間内に結論を出すことができなかった一部の生徒が、グループ内でジャンケンをして判決を決めようとするような様子も見られたので、このことにはやはり問題があるように思う。

もちろん、被告人や証人に対する質問や、話し合いからも少なからず学ぶことはあると思うが、サポートが行き届かない一部のグループにそのような結論の出し方を認めてしまったことは本来の趣旨からすれば望ましいことではない。したがって、今後はより個別のサポートもできるように授業者の人数、体制を充実させるなどの改善が求められるように思う。

とはいえ、少なくとも、全ての生徒が同じ意見になるというものではないので、その点から『人が変われば判決が変わる。裁判とは必ずしも正解があるものではない。だからこそ、安易に直感だけで判断するのではなくしっかりと事実関係を確認し、話し合い、慎重に結論を導くことが大切である』ということを伝えるという意味で、一定の教育的効果はあると言えよう。

・まとめ

「事実を確認することの重要性」「予断排除の原則」「無罪推定の原則」このような意味での「法的ものの考え方」は、本来日常生活においても生かすことができるはずである。例えば、何らかの事件について、ある人が犯人かも知れないという情報が流れたとき、それを見聞きした一部の人々が、事実関係を十分に確認もせず、その人が「悪人らしい」という感覚のみから、そして「悪は罰せられねばならない」という価値観から、その人を非難し、場合によっては制裁を加えようとすることがある。しかし、もし後からその人が真犯人ではなかったとわかったならば、それは大きな問題になるであろう。これがもし裁判であれば「冤罪」である。

だとすれば、そのような報道を見聞きしたとき、一人ひとりが「事実を確認することの重要性」を認識し、裁判官になったつもりで、先入観を持たずに物事を評価するようになれば、このような社会的な問題を減らすこともできるのではないだろうか。

今後も「模擬裁判」を通して「法的ものの考え方」を伝えていくことができれば、将来的には、このような社会的な効果も期待できるのではないかと思う。

成城大学大学院法学研究科 隈本光



「模擬投票」

—高校生対象—

・はじめに

近年、選挙権年齢が 18 歳に引き下げられたこともあり、若い世代に対する主権者教育に注目が集まっています。今回ご紹介する「模擬投票（模擬選挙）」の教材は、もともと京都府立京都八幡高等学校で作成されたものをベースとして、内容やキャラクター設定を USLE 用アレンジしたものです。

・問題意識

まず、この「模擬投票」の教材を通して、我々が最も伝えたいことは、「民主主義プロセスにおいて、話し合いがいかに大切であるか」ということです。よく、選挙が近づくと「選挙の秘密」ということが言われます。ここで言う「選挙の秘密」とは、あくまでも“対国家”の秘密であり「誰にも話さず“自分一人で考え”投票しなければいけない」という意味ではありません。にもかかわらず、実際には「選挙の秘密」というと『自分が誰に投票するか誰にも言ってはいけない』『家族内であっても誰に投票するかを話し合ってはいけない』といったイメージがもたれているように思います。例えば、選挙の日、両親に誰に投票するか聞いても教えてもらえなかった、というような経験がある方もいるのではないのでしょうか？このような状況で、ただ「18 歳になったから投票に行きなさい」と言われても『メディアでよく顔を見るから』『きっと“みんな”が支持するであろうから』といった、個人的な“感覚”や“印象”によって投票するしかありません。我々は、このことこそ今の多くの選挙教育における最も大きな問題であると考えています。

・授業の目的

そこで本授業は、このような「選挙の秘密」が間違っているととらえられることの危険性に気付いてもらうこと、そして、それにより、今後実際に選挙があるときしっかりと話し合い、十分に情報を集めたうえで自ら最も良いと思う相手に投票する、そのための一つのきっかけを与えることを目的としたものとなっています。

・授業の進め方

授業では、最初に生徒に対して3種類の公報を見せ、どの候補者がよさそうか考えてもらいます。その後、USLEの候補者役の学生が、事前に作りこまれたキャラクター設定に基づき、その候補者になりきり実際に演説・インタビューを行い、それらを踏まえて生徒にグループで議論を行ってもらいます。その際、最初に公報を見た時、演説を聞いた時、話し合いをした時など、それぞれの段階で、どの候補者が良いと思うかをワークシートに記入してもらい、自分自身の考えがどのように変わっていくか、言い換えれば、“自分一人で直感的に考えたとき”と“より多くの情報を得たとき”で選択にどのような違いが生じるかということを実感してもらいます。

・授業の効果

実際に各授業で回収したアンケート結果を見ると、最初に公報を見たときにはほぼ同数だった票が、情報を収集し、意見を交換する中で変化していく様子がよくわかります。もともとのキャラクター設定として、政策の内容・考え方などにいくつもの問題点を用意しているため、公報からだけではわからなかった問題に生徒が少しずつ気付いたということでしょう。もっとも、授業回数を重ねるうちに、当初の想定よりも『出口』候補が票を獲得するようになってきており、これはおそらく、候補者役として授業を行う学生が回数を重ねる中で、少しでも票を獲得できるように、キャラクター設定に反しない範囲のアドリブで試行錯誤をした結果であろうと思います。この点、同じ教材を使っていながらこのような変化が生じることは、プロの役者でない一般の学生が役を演じるからこそその面白いところではありますが、同時に、演じる学生によって授業の質にばらつきが出てしまう危険があるということでもあります。したがって、今後授業を継続していくにあたっては、安定した授業の質を確保するためにも、キャラクターのバリエーションを増やすなど、学生が無理なく自然に演じることができるよう、教材を改良することが求められるように思います。

・これからの授業

これらのことを踏まえ、今後は、本授業案をよりブラッシュアップするとともに、将来的には、中高生だけでなく小学生なども対象にした、より身近で親しみやすい設定の授業案も作っていきたいと思っています。またその際、どの候補者を“なぜ”支持するのか、もしくは、支持しないのかを考えるプロセスを通じて「法的な物事の考え方」も伝えることができれば、法教育の授業としてもよりよいものになるのではないかと思います。

成城大学大学院法学研究科 隈本光

「昔話法廷」

—浦島太郎裁判—

・授業の概要

USLE の活動の一環として、都立成瀬高校及び都立鷺宮高校にて、慶應義塾大学法科大学院の法教育団体である KLS 法律教室が、「昔話法廷『浦島太郎』」を題材に法教育授業を行いました。

授業の構成としては、1 コマ目に裁判員制度及び刑罰についての制度趣旨を確認してもらった上で、生徒が裁判員になったつもりで「昔話法廷『浦島太郎』」を観てもらいました。そして、2 コマ目には、グループに分かれて、刑罰の意義及び執行猶予の意義を踏まえた上で、乙姫を実刑にするのか、あるいは執行猶予にするのか議論し、その結果を発表してもらいました。

・授業を通じて伝えたかったこと

まず、法的な知識の点で授業を通じて伝えたかった事としては、「裁判員制度」と「刑罰の意義」の2つです。

「裁判員制度」については、高校生では馴染みのない言葉で、聞いたことはあるけれど、内容についてはあまりよく分からないという生徒が多いのではないかと思います。そこで、裁判員制度は、国民が裁判に参加することによって、裁判自体を分かりやすく、理解しやすいものに変えていくという導入の目的や現在の運用方法などについて、クイズなどを使って教えました。

また、「刑罰の意義」については、罪に見合った苦痛を与えるという側面と再び罪を起こさないよう教育するという側面があることを前提として理解してもらい、刑務所の中で刑罰を受ける場合や社会の中で改善更生する執行猶予などの場合もあることを知ってもらいました。

次に、法的思考の点では、「理由を付して意見を述べる」ことの大切さをテーマに授業をしました。高校の授業やテストでは、いわゆる「答え」が重視されるのに対し、法律の場合は、なぜそのような答えになったのかという「理由」の部分が大切であり、グループワークの際にも必ず意見を言う際には「理由」を付して述べるよう心がけてもらいました。特に、物語の最大の争点である乙姫を実刑にするのか、それとも執行猶予にするのかについての判断にあたっては、法的知識の面で伝えた「刑罰の意義」や「執行猶予制度」などの制度趣旨に立ち返った

うえで、物語の中に出てくる様々な事情を考慮して、どのような結論にするのか、それぞれのグループに考えてもらいました。

・授業を通じて学んだこと

授業を通じて学んだこととして、まず生徒の目線に立って教えることの難しさです。ロースクールでは、周りの友達も含めて法律を専門的に勉強している環境の中にいるので、普段から法律の用語を使っていますが、高校生を相手にした場合、法律用語を言う場合には、その説明を必ず入れて言うなど、とてもその点は苦労しました。

また、乙姫を実刑にするのか、執行猶予にするのかという判断の際に乙姫の行動について、「許せない」や「かわいそう」という感情論が先行してしまうグループの中にはみられました。確かに、ビデオを観て率直に感じた事をもとに、話し合うことも大切です。ですが、現在の乙姫の状況と各制度の制度趣旨から適切な結論を導く事は法的思考としてとても大切です。この点を高校生に導かせることの大変さをこの授業を通じて感じる事ができました。

また、授業方法については声の大きさや話すスピード、話す時の目線など、常に生徒にとって分かりやすいかを意識して授業することの大切さを学びました。

・今後の課題

今後の課題としては、高校生に授業アンケートをとった際に裁判員制度についてもっと詳しく知りたいという声があったので、その点を充実させたいと思います。具体的には、職業裁判官のみの場合と裁判員制度の場合で量刑に差は出るのかという点や、現状の裁判員制度の問題点などにも触れて授業を行いたいと思いました。また、最近では高校生でも SNS を通じて犯罪に巻き込まれる事件が起きているため、SNS の利用方法等についても授業をしていきたいと思います。

加えて、今回は高校生を相手に授業をしたので、刑罰の意義や執行猶予についても抵抗なく授業で扱うことができましたが、小学生や中学生の場合には、よりイメージしやすいテーマを扱う必要があります。また、小中学生も感情論が先行しないようにするために、分かりやすい制度趣旨の説明や昔話法廷の物語とのつながりを意識した授業を心がけていきたいと思います。

慶應義塾大学大学院法務研究科 佐藤浩樹

「昔話法廷」

—さるかに合戦裁判—

・概要

NHK for School「昔話法廷」の「さるかに合戦」を題材として、都立足立西高等学校の３年生に向けて法教育を実施しました。身の回りの「法」に気づかせる導入部、生徒自身が裁判員となって、さるを死刑にするか否かを議論する前半部、死刑制度に関する議論を知り、制度の是非について考える後半部の、三部構成で授業を行いました。

・伝えたいこと

「法」をより身近に感じてもらうこと、感情論に依らない、法的な考察力・課題解決力を身につけさせること、「死刑制度」についてその意義や議論状況を具体的に理解させ、自分なりの価値観を養ってもらうことの３点を授業のねらいとしました。

導入部では、国民の祝日や、歯ブラシの硬さの表示、当たりつきアイスの当たりの割合などから、法律で決まっているものを選ばせる、という簡単なクイズを行いました。実際はすべて法律で定められているものであると明かし、「法」というものが自分たちの思っているよりも身近なところに存在しているということを確認してもらうとともに、本題に入っていくためのアイスブレイクとしました。

前半部では、昔話「さるかに合戦」のさるを被告人とする殺人事件の裁判を視聴し、生徒一人ひとりを裁判員役として、さるを死刑にすべきか否かの議論を行いました。単に悪者にしか見えなかったさるも、法廷で明らかになる証拠や証言、「死刑」という刑の特殊性を踏まえて考察してもらう中で、生徒の中で意見は様々に分かれました。正解のない問題を前にして、公平・公正な判断をすることの重要性、根拠を示して自分の考えを表現すること、他者の意見に耳を傾け、それをよりよい結論へと還元していくことの重要性を理解してもらいました。

後半部では、前半部の前提となっていた、「死刑制度」自体に関する現在の議論状況を整理し、制度の是非を考えました。無意識に所与のものとして受け入れている法制度自体にも、その存否を巡る議論があることを、国内外の状況を提示することで認識してもらい、加えて、死刑存続・廃止論者それぞれの主張を幅広

い視点から検討する中で、自分なりの意見を考えてもらいました。

・気づき

「法」や「裁判」といったテーマは、高校生からすれば抽象的で堅苦しいものではないかと思われそうですが、それを「さるかに合戦」という身近な昔話を題材にすることで、より身近なものとして捉えてもらい、具体的な問題意識に繋げることができたと思います。映像教材自体はすでに完成したものではありませんが、講師から前提知識の確認や内容の振り返りを適宜行ったことで、生徒の興味を絶やさず、議論に繋げることができました。

また、同様のものをテーマに学校で先生から授業がされるとすれば、判例や議論状況を一方的に提示する形になりがちで、生徒としても、先生の話の中に「正解」があり、自分なりの考えを持ってそれを表現する場だとは意識しにくいのではないかと、自分自身の経験を振り返って思います。先生ほどは年の離れていない USLE のメンバーと、正解のない問題を前にあれこれと悩み、双方向的に話し合える環境がくれたことで、生徒一人ひとりが主体性を持って授業に参加してくれたと感じました。

生徒同士の議論パートでも、自分とは違う意見を感情的に拒絶しないこと、かといって他者の意見に追従せず、自分の意見へと還元することを確認してから議論に入ったことで、少数意見への理解の姿勢が見られ、班ごとの発表においても、複数の意見とその根拠まで説明してくれる生徒が多く、法的なものの考え方の一部を議論の中で体験させることができたのではないかと思います。

加えて、「死刑制度」というテーマは、高校生にとってもセンセーショナルで興味をひくようで、休み時間にも周りのクラスメイトと熱心に話し合う姿が見られるほどでした。法的な議論に関心を持ってもらう、よい入り口になるのではないかと思います。法学部に進学予定の生徒はほとんどいないクラスでしたが、だからこそ、法的なものの考え方や法的な議論への関心を、生徒たちの中に残すための工夫が非常に重要だと感じました。

東京大学法科大学院 立野貴大

定時制高校における授業

私たち中央大学法科大学院の学生は授業時間割の都合上、東京都立小山台高等学校及び東京都立板橋有徳高等学校の定時制、東京都立稔ヶ丘高等学校の3部という定時制高校での法教育授業をする機会をいただきました。そこで本稿では、定時制高校における法教育授業の特徴について述べさせていただきます。なお、高校の普通科の授業には関わることができませんでしたので、比較をする場合は私見が含まれますことをご了承ください。

私たちは「昔話法廷—三匹のこぶた」を軸として、「正当防衛」をテーマに授業を行いました。授業の大枠としては、“ドラえもん”を題材に正当防衛の紹介・導入をしたうえで、昔話法廷の動画を視聴してもらい、その後グループでの議論・発表という形式で進行するという形です。この形式自体は変わらなかったものの、グループワークの方法は毎回大きく変更して（発表形式、討論形式、立場を予め固定したうえで議論してもらうなど）臨みました。

定時制高校における大きな特徴は、1クラスあたりの生徒の人数が少数であるということだと考えます。そのため、教室での授業の場合は少人数を相手にすることになります。一方で、1学年の人数が少ないために全学年の生徒を対象に多目的教室を行うこともあり、この場合は生徒間の関係性が普通科の場合と比べて薄いことが多く、グループワークをする場合の進行が難しいという印象があります。加えて、朝礼のようなものがない場合には遅刻（欠席）する生徒の確認が取りづらく、また、当日になって退学により生徒人数が減るという事態も実際にありました。USLEでは「昔話法廷」を用いた法教育授業が盛んですが、その基幹となるグループワークに生徒が問題なく取り組める環境をつくるということが、定時制高校における法教育授業の大きな課題であるように感じました。そこで、対策としてはまず、訪問先の学校と早いうちから連携を取り、使用する教室や、授業人数とその構成等を把握してシミュレーションしておくことが重要だと考えます。そして、遅刻した生徒でもグループワークに入りやすいよう、「昔話法廷」や授業導入の要約を用意しておくことが必須であると思われます。これは、遅刻者以外にも配ることで記憶喚起に資するものとなりますが、授業への関心を維持するために配布するタイミングは考えておく必要があります。

そして、定時制高校において普通科と最も異なるのは生徒の多様性だと考えます。その多様性として、生徒側は、同じクラス内であっても年齢に大きな差があったり、経歴も必ずしも私たちの想定する”学校生活”と一致しない場合が多かったりすると思われます。そのため、授業導入に用いる話題や、“ドラえもん”

を用いた説明の通じやすさ、興味の惹きやすさが生徒の個性の前に、知識量として異なります。普遍的と思って説明したものがそうでない場合が起こりやすいので注意が必要です。もっとも、この違いは、講師側にとっては生徒の人数や構成が固定化されないために、授業内容の多様性を生みました。実際に、グループワークの方式を大きく変えることで、題材は同じでも授業としては全く異なるものが実践できました。しかし、試行錯誤した部分がかえって生徒にとって理解・実践し難いものとなっていたことも多く、準備から実際の授業まで講師側の実力が大きく問われることになります。

そして、定時制高校の生徒に多く共通する性格的特徴も授業の進行に大きな影響を与えたと考えます。現場の先生も仰っていたことですが、生徒は熱が入るまでが長い(難しい)ものの、熱が入ってからの爆発力は凄まじいように思います。教壇に立って、自らの立場から堂々と意見を発表する姿には感動させられました。この姿を見ることができたのが、実務家ではなく、法科大学院生による授業として、寄り添ってサポートできたことによるものであれば非常に嬉しく思います。

以上で、定時制高校における法教育授業実施の報告を終えさせていただきます。定時制高校の特殊性を中心に述べましたが、法教育授業において重要な、法的観点から他者の意見を尊重しつつ自らの意見を述べるということは普通科とも共通であり、これをいかに生徒に実践させるかが、私たち法科大学院生が講師として果たすべき役割だと思います。

中央大学大学院法務研究科 河野大地





「法教育祭」

本連合会では、今年も複数の大学・法科大学院等が法教育授業を同日に行う「第6回法教育祭」を「動物」をテーマとして開催する予定でしたが、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を鑑み、授業に参加していただく中学生、法科大学院生はじめ参加者、関係者の健康・安全面を第一に考慮した結果、誠に残念ながら開催を中止いたしました。

来年度も引き続き実施できるよう、尽力してまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。（事務局より）

したがって、今回の「法教育祭り」についての活動報告は、教材作成にあたっての意見交換会と、リハーサルとして行った模擬授業についての報告となります。

①中央大学法科大学院—生類憐みの令と殺犬罪—

②慶応大学法科大学院—利益の比較の観点から見るクローン動物の是非—

③学部生・院生混合チーム—法的ものの考え方の必要性—

④早稲田大学法教育研究会—避難所とペット—



中央大学法科大学院

—生類憐みの令と殺犬罪—

1、授業内容

まず導入として生類憐みの令を採用し、適切な刑罰であるためには立法過程において何が求められるのか、のヒントを与える。そのうえで、「殺犬罪」という架空の犯罪を提示して、具体的に法律の内容を考えてもらう。また、架空の「殺犬罪」を具体的にイメージできるように、班員が「動物愛好家」と「法律の問題点を指摘する法科大学院生」の役を演じて、教壇でそれぞれの主張を発表する、という寸劇の要素も入れた。

2、授業を通して伝えたいこと

まず、生類憐みの令という実際にあった法令について触れ、「動物」を大切に扱わなかったということが「島流し」の刑や「死罪」という極端な刑罰が科されることが感覚としておかしいのではないかと感じた時に、具体的に何が適切でないのかを考えてもらう。そして、均衡を欠いた法令では正しく社会秩序の維持を図ることはできず、有害になりかねないということを学んでもらう。殺犬罪については、どのような行為を罰するのが目的達成にとって必要なことなのか、どの程度の刑罰であれば適正といえるのか、現行刑法の殺人罪や傷害罪と比較しつつ考えてもらうことによって、目的・行為・刑罰のバランスについて検討する視点を身に付ける、というのが主な目的であった。

3、活動を通じて学んだこと

今年度の法教育祭りは中止になってしまい、法教育祭りに関連する活動は、授業教材作成と現地でのリハーサルのみとなった。以下では、これらの活動を通じて学んだことを述べる。

まず、法教育祭りの準備に向けて、班で題材を決めるところから始めた。題材については「動物」をテーマにした法的思考力という枠しかなかったため、授業内容の決定は難航すると思われたが、意外にもあっさり良い授業内容を定められ、「生類憐みの令」案と「架空の法律を設定する」という案を組み合わせる授業製作を進めていくことが決まった。これまでの法教育活動を通して、中学生や高校生には「法律」に対して難しいイメージを持っていることが多いことを感じ

ており、まずはそのイメージを払拭するために、いかに分かりやすく説明をしていくかが大切だということを念頭に授業内容の作成に入った。自分たちの中で少しでも立ち止まる部分は学生に正しく理解してもらえない、ということを繰り返し伝えてチームの中で共通認識とすることと、中学生に身近な例を提示することで、より分かりやすい授業案にすることができたと感じた。

また法的思考に捉われない中学生・高校生の発想力の豊かさに圧倒されたことが今までも多くあったので、いかに生徒に意見を出しやすい環境を提供できるかを考え、特徴的な人物の寸劇を入れて、より主体的・積極的に授業に取り組んでもらえるようにした。

4、今後の課題・改善点

法教育祭りに関しては、相手が中学生であることを前提に題材を作り上げていかなければならず、こちらがやりたいことをやるだけでは難解なものになり、結局法的思考力の話ではないただの「授業」「講義」になってしまいかねないことがあり得ると学んだ。

中央チームは、USLEの授業で一年を通じて試行錯誤を繰り返しながら授業を作り上げていったが、思うように授業を完璧にできたことはほとんどなかった。むしろ、生徒の盛り上がり助けられた場面は多く、ロー生としてはもともと想定していたものと異なった場合に、いかに臨機応変に対応できるかが課題として残った。

多くの事柄に共通することではあるが、準備段階には苦労が多く、何度もシミュレーションやリハーサルを繰り返すことで練り上げられ、より良いものになっていく。法教育の現場は、学生の新鮮な反応が院生の側を盛り上げてくれることもあり、常に楽しむことができただけに、今回の法教育祭りが中止になってしまったことは残念であった。

最後になるが、リハーサルや法教育祭り以外の授業において、様々な方から多くのアドバイスをいただき、自分たちだけでは足りなかった視点や気づきを得ることが何度もあった。ありがとうございました。

中央大学大学院法務研究科 江崎孝ノ輔・藤井裕也

慶応大学法科大学院

—利益の比較の観点から見るクローン動物の是非—

まず、慶應チームは「動物のクローン」を題材として授業を行います。昨今において、クローン技術はとても注目されており、食料分野や医療分野においても重要な研究テーマとなっています。そのようなクローンと動物の関係をもとにして中学生の皆さんに法的思考を身につけてもらうことを目的としています。

具体的に、身につけてもらいたい法的思考としては、「利益の比較」です。学校での勉強では、いわゆる「答え」が求められています。しかし、社会で起きている様々な問題や、法的な問題には明確な「答え」がありません。そこで、どのようにしてこの「答え」のない問題を解決して行けばいいのか、というところで「利益の比較」という考え方が大切になります。そのために、クローンと動物を題材にして「利益の比較」を身につけてもらうことを授業のテーマとしました。

授業では、まず本題に入る前に、時事問題を題材にして「利益の比較」についての考え方を勉強します。具体的には、世界に甚大な被害をもたらした新型コロナウイルスを例にとり、感染者に対しての強制入院や隔離することによって得られる利益、失われる利益はそれぞれ何かという点を生徒に考えてもらい、直感でどちらの利益が守らなければならないのかを投げかけます。

次に、クローンと動物の関係を3つの観点から、「利益の比較」を用いて考えてもらいます。まず、クローンと医療についてです。現在では、クローン技術は医療にも用いられており、動物に人間の細胞を移植して、動物の胎内で人間の臓器を作るといった試みがなされています。クローン技術を医療に使うことによって「得られる利益」は、上記のような人間の臓器を持った動物をクローンによって大量に作製することができれば、現在日本だけでなく世界で問題になっている移植用臓器の不足を解決することができるという利益です。それに対して、「失われる利益」は動物も1つの「命」であり、生命の尊厳がこれにあたります。医療行為であれば何をしても良いというわけではないという点を踏まえて、どちらの利益を重視して、どのような結論を導くのが妥当なのかを考えてもらいます。

次に、クローンと食の問題についてです。例えば、牛を例にとるとクローン技術を用いれば肉質の良い牛や、乳量の多い家畜を大量生産することが可能になり、この点が「得られる利益」となります。それに対して、「失われる利益」として

は、やはり安全性が確認されたわけではないという点です。この 2 つの利益を衡量してクローン技術と食の関係について考えてもらいます。

そして、3 つ目としてクローンペットの問題です。現在では、飼っていたペットと同じペットをクローンによって蘇らせるクローンペットという技術が注目されています。中国では、1 匹 380 万円ほどでクローンペット技術を利用することができ、実用化している国もあります。クローンペットによって「得られる利益」としては、ペットを亡くして悲しんでいる人を救うことができるという点が例としてあげられます。他方、「失われる利益」としては、動物の生命に対する愛情が薄れことや、生命の尊厳が失われるのではないかとといったことが例として挙げられます。そして、この問題については、上記 2 つの問題を参考にしながら、グループに分かれて「得られる利益」と「失われる利益」を考えてもらい、結論としてクローンペットに賛成か反対かを話し合ってもらいます。この趣旨としては、「利益の比較」をするにあたっては、片方の利益だけに着目するのではなく、両方の利益について深く考えることです。グループ内で話し合いを行えば、自分が重視すべきだと考えた利益とは異なる利益が大切であると考えの人がグループ内で出てきます。その人の意見に耳を傾けて、客観的にどちらの利益が大切なのかを考えて、結論を導くという機会を生徒に体験してもらい、物事を考えるにあたっての 1 つの考え方を教えることが慶應チームの目標です。

慶應義塾大学大学院法務研究科 佐藤浩樹

学部生・院生混合チーム

—法的ものの考え方の必要性—

・はじめに

本教材を作成するにあたっては、東京大学、日本大学、國學院大学、金沢大学、成城大学、東京学芸大学の有志の学部学生・大学院生が協力し意見交換を行いました。残念ながら今回は、実際に中学生を対象とした授業を行うことはできませんでしたが、教材を作成する中で学んだ多くのことは、今後の授業においても大いに参考になるものであらうと思います。したがって、ここでは授業の内容を紹介するだけでなく、実際にどのようなことを話し合い、どのように考えてこの教材を作成したのかという、そのプロセスも合わせてご紹介しようと思います。

・教材作成を始めるにあたり

まず、最初に話し合ったのは“その授業を通して何を伝えたいか”という“授業の目的”と、その基となる“問題意識”についてでした。何か授業を行う際、その“目的”を明確にすることは必要不可欠であり、特に今回のように、複数人が協力して一つの授業を作ろうとする場合には、あらかじめ“目的”を全体で共有しておくことが重要になります。

・問題意識

「悪法も法なり」という言葉があります。ある社会において何らかの「ルール」がある場合、その「ルール」には皆等しく従わなければならないというのは、一見すると当然のことのようには思えますが、しかし、もしその「ルール」に問題があるとわかったとしたらどうでしょうか。それでもなお従わなければならないのかと、「こんなルールには納得がいかない！」と思ったことがある人もいないのでしょうか。

結論から言えば、それが仮にどんな“悪法”であったとしても、その“法”を勝手に破って良いことにはなりません。もし破れば、その“法”によって罰を受けることになるでしょう。しかしそれでは、本来自分に認められるべき権利を不当に奪われ、または理不尽な義務に従わされることになってしまうかもしれません。そんな時どうしたらいいのでしょうか。あきらめて泣き寝入りするしかないかと言えばそうではありません。

よく、“法”は「偉い人が決めた絶対的なもの」と思っている人がいるようですが、少なくとも民主主義国家において作られる“法律”は「偉い人」が勝手に押し付けてくるものでもなければ「絶対的」なものでもありません。民主主義国家において“法律”を作るのはあくまでも国民自身であり、逆に言えば、自ら作った“法律”だからこそ、その“法律”には拘束されるのです。したがって、最も端的に言えば、もし“悪法”に気づいたならば、自ら（民主的に）その“法律”を変えてしまえばいいということになります。

もちろん、日常触れる“法律”以外の様々なルールは必ずしも民主的に作られたものとは限りません。近年話題になっている、いわゆる「ブラック校則」なども、生徒が自主的に作ったものではなく、過去に学校側が一方的に作ったものであることがほとんどでしょう。しかし、ここでもそのルールが“絶対的”ではないという点は同じです。どんなルールも、それを作ったのが人である以上、変えることができます。

ただし、あるルールに問題があったとしても、“感覚的に”「納得がいかない！」というだけでは、おそらくルールを作った人を説得することはできず、そのルールを変えることはできないでしょう。そこで、相手を説得するために、まず必要になるのが、今あるルールの内容を分析・検討すること、すなわち、そのルールの“解釈”を考えるという作業です。それにより、自分が“なぜ”「納得がいかない」と思ったのかを“客観的”に明らかにすることができれば、相手を説得することができる可能性も格段に高くなることでしょう。

・授業の目的

このような経緯から、本授業では、まず『社会生活において、日ごろから“法律”や“ルール”に注意を払い、その“解釈”を考えることの必要性を伝えること』そして『実際にその内容を検討する際の“考え方”を伝えること』が“目的”となりました。

もっとも、ここで言う“考え方”は、いわゆる「法的思考（リーガルマインド）」とは少し違います。一般的に言われる「法的思考」は、「適切な規範の選択、規範に関する事実の確認、規範への事実のあてはめ、という一連の思考方法」と定義されることが多いようですが、この定義からすると、規範はあくまでもあてはめの対象となるため、規範自体の問題について立法論的・政策論的に検討する余地は無くなってしまいます。しかし、何らかの“法律”や“ルール”の“解釈”を考えるにあたっては「そもそも“なぜ”そのようなルールができたのか」という趣旨や背景も考慮しなければ適切な結論を導くことはできません。

したがって、本授業において、その“考え方”を説明するにあたっては、より抽象的に『法学部で学び、身につけることのできる、物事の“見方”“考え方”

ないしは、そのような法的素養』という意味で「法的ものの考え方」という表現を用いることとしました。「法的ものの考え方」は、日常生活のどんな場面でも使うことができるものであり、特に“物事を主観的にしか見ないために思い込みから生じるトラブル”や“感覚的・感情的な価値観の押し付けにより生じる問題”を避ける上では非常に役に立つものであらうと思います。したがって、究極的には、このような意味での「法的ものの考え方」を伝えることこそが、すべての法教育の“目的”であると言っても良いでしょう。

・授業の概要

本教材は、導入、展開1、展開2、まとめ、の4部構成になっており、1コマ50分の授業として作られています。導入ではアイスブレイク的にクイズなどを行い、展開1では二種類の『ネコを投げる図』（※図1・図2）を示し、そこから「物事の一部だけを見て感情的に行動することの危険性」を実感してもらうことで「法的ものの考え方」を持つことの必要性を伝えます。展開2では、「マンションでのペット飼育」に関する、文言の解釈に幅のあるルールを示し、その解釈を検討するワークを通して「法的ものの考え方」を体験してもらいます。そのうえで、どんなに解釈を工夫しても納得のいく結論が導き出せないような場合には、ルールの修正が必要な場合もあるということを伝え、最後にまとめとして、学んだことを実生活に活かせるようにするための、身近なルールに結びつけた解説を行います。

なお、今回は、このような授業の流れを“指導案”形式にまとめたものを付録として掲載しますので、詳細についてはそちらをご覧くださいと思います。

・今後に向けて

本教材も、まだまだ改善の余地はあるとはいえ、教育学を専門に学んだ先輩の指導のもと、なんとか指導案の形式にまで落とし込むことができました。実際、教職課程を履修していない多くの学生は“指導案”と言ってもイメージしにくいようです。この点、作成した教材を次の代に引継ぎ、また、より広く普及させるためにも、ある程度教育学的な知識やスキルを共有し、教育学的な観点から見てもより完成度の高い教材を作り上げていくことが今後の課題なのではないかと思います。今後も、この教材をさらに改良し、「法的ものの考え方」ものを広く伝えるための法教育活動を続けていければと思います。

成城大学大学院法学研究科 隈本光

「法的ものの考え方の必要性」指導案

時間	生徒の活動	授業者の活動	指導上の注意点
・導入 (10分)	・「法律」「裁判」という言葉に対して持っているイメージを回答。 ・回答(挙手)	・自己紹介 ・「法律」「裁判」のイメージを聞く(数名に質問) ・身近な法律クイズ ⇒「法律」は思っているよりは身近なものだが無数にあり、少なくとも「暗記」するようなものではないということを伝える。	・教師と生徒という関係ではなく、実際に今も法学部で学んでいる、少しだけ年上の先輩と後輩いう立場で授業を行えるとよい。 ※「法律」や「裁判」にはネガティブなイメージを持たれていることが多い。 ・<u>法学部では、法律を暗記するわけではなく「法的ものの考え方」を学ぶということを伝える。</u>
・展開1 (10分)	・図1の第一印象を回答。 ・図2の第一印象を回答。	・図1、どのように感じるか数名に質問。 ・図2、どのように感じるか数名に質問。 ⇒二つの絵の、印象の違いから「物事を一部だけを見て感情的に行動すること」の危険性を伝える。	※図1については、「悪い奴」「ネコがかわいそう」など、批判的な感想を想定。 ※図2については、「いい人」「優しい」など、肯定的な感想を想定。 ・<u>メッセージ1確認</u>
・つなぎ	・回答(挙手) ・回答(挙手)(任意) ・「禁止の理由」として考えられることを回答。(複数回答可)	・ペットを飼っている人がいるか質問。 ・ペット飼育禁止の家に住んでいる人がいるか質問。 ・一例として、展開2で問題となる「マンションのルール」を示し、“なぜ”このようなルールがあるのか「禁止の理由」を考えさせる。	・『大きな動物を飼うことは禁止する』 ※「禁止の理由」(＝ルールの目的)としては、騒音、におい、アレルギー、脱走の危険などを想定。

・展開 2 (20分)	・ ・各自検討 (2分) (ワークシート記入) ・グループで話し合い (10分) (ワークシート記入)	・図 3 を示し、実際に上記ルールが問題になる事例を紹介。(スライドに合わせ音読) ・文言の「解釈」の際、「つなぎ」として確認した「禁止の理由」(ルールの目的)を意識しつつ考えるように指導する。 ・各自、ファシリテーターとして、話し合いに参加(補助) <u>※詳細は別紙</u> ・解説 ⇒展開 2 で行った「ルールの目的から、解釈を考え、あてはめる」という作業は、「裁判」で「裁判官」が行うのと同じ作業であり、これも「法的ものの考え方」として伝える。	※判例(東京地裁立川支部平成 22 年 5 月 13 日、事件番号・平成 20 (ワ) 2785) をモデルにした架空の事例。 ※「曖昧」という点について、「目的」のために「解釈」にある程度の幅を持たせることが必要な場合もあるので、「解釈の余地があること」と「不明確なこと」の違いに注意。 ・話し合いの際は「結論」だけを述べるのではなく「理由」も合わせて述べるように促すこと。 ※ファシリテーターとしてグループワークに参加する場合、できるだけ生徒が話しやすくなるように、きっかけを与えるような発言を心がけること。 ・メッセージ 2 確認
・まとめ (10分)		・ルールをあてはめた結果に納得がいけない場合、ルールの方に問題がある場合もあるということを伝える。 ⇒「問題のあるルール」に気づき、ルールを改善するためにも、まずは“なぜ”納得がいけないのかルールを分析することが必要であると伝える。	※本授業の目的は、各自が今後生活の中で実際にそのような場面に遭遇した際に、今回の授業を通し学んだことを思い出し、一度冷静になり「なぜ」と考えてもらうことにあるので、授業内では、解答としての“具体的な解決方法(修正方法)”については扱わない。 ・メッセージ 3 確認



・メッセージ1

一人ひとりが“道徳”や“正義感”を持つことは大切です。しかし、だからといって、状況を十分に確認しないまま感情的に行動してしまえば、思い違いから別の問題が生じてしまうかもしれません。「法的ものの考え方」を学ぶ皆さんは、何か“感覚的”に「これは間違っている」とか「納得がいかない」と思うことがあったなら、一度冷静になり、裁判官になったつもりで、物事を客観的にとらえ、まずは状況を確認するように心がけてみてください。

・メッセージ2

何か問題が起き、「ルール」にあてはめ結論を出そうとする際には、そのルールの「趣旨」からどの程度まで「解釈」が可能なのかということを考えるようにしてください。そして、少なくとも、「なんとなく悪そうだから」というだけで人を裁いたり、非難したりしないでください。これも法学部で学ぶ「法的ものの考え方」の一つです。

・メッセージ3

皆さんが身近にかかわっているルールの中にも「納得がいかない」というものがあるかもしれません。もし、そのようなルールに出会ったときは、今日の話を思い出し、まずはそのルールを分析し“なぜ”「納得がいかない」のかを考えてみるようにしてください。そうすれば、「問題のあるルール」に事前に気づき、起きたかもしれない問題を未然に防ぎ、ひいては、皆さんが生活する社会をより良い場所にしていくこともできるはずです。

「法的ものの考え方の必要性」指導案 ～指導上の注意点と補足～

・「法」や「ルール」が「絶対的」と考えることの問題点

社会の中にある無数の「ルール」には、解釈に幅があるものがあり、ときには悪意により不平等に組まれているようなものもある。具体的には、およそ悪意があるとしか思えない長文の利用規約（厳密にはルールではない）、後付で更新を繰り返し内容に矛盾を生じさせてしまっている社内規則、よく見ればあまり内容のない通達、過去不良生徒が多かった時代に作られ、社会背景が変わったにもかかわらずそのまま維持されているようないわゆる「ブラック校則」など、何らかの規範として作用するような、もしくは、法的な拘束力を持つような身近な「決め事」（マニュアル）全てについていえる。

何かのルールを見たときは「条文にそうかいてあるから」というだけですぐに結論をもとめようとするのではなく「“なぜ” そのようなルールがあるのか」、その「趣旨」から「解釈」を考える習慣をつけてもらえればと思う。

・立法論における法的思考について

何のためにそのルールが作られたのかという解釈論的な検討をした結果、そのルール自体に問題があることが明らかになったならば、今度はそのルールを改める必要が出てくる。これは言い換えれば「立法論」による対応が必要であるということである。「立法論」というと、ルールがないところからルールを作るというイメージがあるかもしれないが必ずしもそれだけではない。ここで重要なことは、ルールは一度できたら終わりではなく、社会背景や価値観の変化などにより、日々改良され続けるものでなければならないということである。

また、実際に何らかのルール（規則）を作る（もしくは改正する）立場になったときには、何のためにそのルールを作るのか、その目的のためにそのような規定を定めることが合理的なのか、実際にそのルールを運用した際に別の問題が生じる危険はないかなど、目の前の問題にとらわれず、多面的な視点から検討することが求められる。

・ブラック校則について

一言に「納得がいかない」と言っても、①趣旨・目的自体に問題がある場合（不平等など）、②目的達成のための手段・規定の定め方に問題がある場合（不明確など）、③「目的」「手段」とともに妥当だが、その「運用」に問題がある場合（解釈の範囲を超えた規制がされるなど）が考えられる。例えば、校則において「髪色は地味な色以外は禁止する」という規定があり「地味かどうか」の解釈が問題

になるケースでも、そもそも髪を染めることを禁止すること自体、自由の過度な制限であり問題であるという主張もありうる。

この点に関しては、実体験を交えつつなるべくリアリティがあるように伝えることで当事者意識を持ってもらえるようにする。その際、感情的に反抗してしまうことによる問題にも触れ、感情的にならず冷静に“なぜ”そのルールに“納得がいけない”もしくは“問題がある”と感じるのか、自身の「感情」を客観的な視点から分析し、問題の本質を見極め、無用な争いを避けつつ解決することの可能性を伝える。

『法的ものの考え方の必要性』

何の根拠も示さず理不尽な非難をされるなど、不当な扱いを受けた人は“なんで”“どうして”と「納得がいけない」「感覚」を覚えることであろう。思うに、このような“感覚”は多くの場合正しい。しかし、ここでそのまま「感情的」に反発してしまえばおそらく状況は悪化するだけである。実際「校則」や「社内規則」などに納得がいけないことから「感情的」に反発し、教員、上司等とトラブルになったという経験がある人も多いのではないと思う。そこで、このような「感情的」な「行動」に出たいと感じた際の、一種のブレーキとしても「法的ものの考え方」が役に立つのではないと思う。

すなわち、まずは、自身の「納得がいけない」という「主観的」な「感情」の「原因」を「客観的」に「分析」し、「問題」の本質を見極めたうえで、その「問題」を「解決」するためにどのような「手段」を取るべきか「合理的」に考えるということである。

裁判において裁判官が状況を客観的に整理し判決を考えるのと同様に、自身の内心の「感情的」な「葛藤」を、裁判官になったつもりで合理的に解決することができれば、ルールに関する問題に限らず多くの問題を解決し、また事前に回避することもできるようになるのではないと思うところであり、これこそが、「法律」を学ぶわけではない一般の人に対して「法的なものの考え方」を伝えることの大きな意味の一つであるように思う。

学部生・院生混合チーム

早稲田大学法教育研究会

—避難所とペット—

・授業の内容

昨年猛威を振るった台風19号の影響により避難所生活を余儀なくされた人々が多数いる中で、避難所へのペットの持ち込みを巡ってトラブルが相次ぎ、社会問題として顕出した。特に、各中学校や高等学校は地域の避難所として実際に使用されていたことから、授業の射程にある中学生や高校生にとって身近な問題であると言える。今回の授業では、そのような状況を踏まえ、テーマを「避難所とペット」として、ペットの同伴避難の可否についてルール作りを行う。そして、ルール作成の手法については、授業者によって設定された肢の中から生徒に多数決を採らせるという従来の手法を発展させ、設定された肢（極端、抽象的なもの）に生徒自身が議論を通して修正を加え、生徒それぞれが発案するオリジナルの肢の中から多数決を行うという手法を採用している。これは、集計民主主義を修正した熟議民主主義から着想を得たものである。以上の活動を行い、最終的に、教室で統一的なルールを形成する。

・授業の目的

本授業の目的について、1つ目は、話し合いによって合意に達することの重要性を理解すること（知識・技能）。2つ目は、話し合いを通じてみずからの意見を問い直すこと（思考・判断・表現）。そして3つ目は、本授業において学んだことがらを、他の場面において応用できるようになること（主体的に学習に取り組む態度）である。具体的には、本授業において生徒同士が互いに理由を付して意見を交わすグループワークが主な活動であるところ、このような活動は、議論における重要な要素と議論自体の重要性を同時に認識することに資する。特に、上記の通り、熟議民主主義の発想を採用した目的は、一般的に「民主主義」として認識されている集計民主主義の問題点を生徒がグループワークを通じて体験しながら学び、議論の成熟性がルール形成をはじめとして様々な場面で重要な意味を持つことを認識する点にある。また、あらゆる要素が混在する現代社会において、身近な社会問題に対して各人が当事者意識を持って検討する姿勢、及び問題解決に向けて多角的な視点を持って臨む姿勢が必要であることを生徒に伝えることも本授業の目的とするところである。

・金沢大学法友会との意見交換会

昨年１２月に、早稲田大学法教育研究会は金沢大学法友会と合同で意見交換会を実施した。意見交換会では、上記授業の原案である授業案について法友会会員より数多くの貴重なご意見・ご指摘をいただいた。また、原案の授業のテーマである「リーガルマインド」に関連して、「論理的に説明すること」の意義について意見を交換した。以下、その活動における成果及び感想を記述する。

まず、論理的であるとは、根拠が存在し根拠が合理的であることという意見や、合理的な結果との一貫性があることといった意見が挙げられた。また、論理的であることと感情的であることとの関係性について、両者は矛盾するとする意見や、反対に、両者は切り離せないものであり、感情と比べて合理性を判断することが論理的であるという意見など、多種多様な意見が挙げられた。今回の意見交換会においては、型にはまらない自由な、かつ説得的な意見が多数見受けられた。これは、法学に触れて比較的日の浅い、又はそれぞれ全く異なる志望をもつ、学部生ならではの法教育の現場であろう。そして、ここに学部生として法教育に関わることの意義があるのだと思われる。

早稲田大学法教育研究会 伊藤雄太郎

「金沢大学での交流会」

—金沢大学法学類ウィークエンド・ロースクール—

金沢大学法学類では、2019 年度より KUGS 高大接続プログラムの一環として、10 月から～翌年 1 月に月 1 回の頻度で法学類ウィークエンド・ロースクールを法学類公認サークルである「金沢法友会」の協力のもと実施しています。今回は 12 月 21 日に 12 月回ウィークエンド・ロースクールと金沢・USLE・早稲田・岡山の 4 団体交流会を兼ねて行いました。ここでは、金沢法友会が実際に高校生に実践した教材「ルール作り～校則を作ろう～」の実践報告をします。

ルール作りは法教育の中にあって中心的な位置を占めており、法とは単に国民を規制する手段であるという意識を改め、人々が共生するための相互尊重のルールとして、法は国民の生活をより豊かにするために存在しているという認識の獲得が主体的に目指されています。それゆえ、その獲得手段として、実際対象者に、あるルールを評価・創造してもらうことが必要となります。本教材では、高校生に授業をするにあたり、彼らにより身近である「校則」というルールを用いて上記にある積極的な法意識の養成を目指しました。ルール作りを教材にするにあたって、これは別段校則だけに限定されるわけではなく、人々が共生するための相互尊重のルール、すなわち、人々の利害対立や弁証法的アプローチによる利益衡量の結果としてのルールに概ね当てはまることですが、一方の権利自由を保障するために、他者のそれを制限するということも認めざるを得ない、消極的な意味でいえば「公共の福祉」であり、積極的な意味でいえば「アファーマティブアクション」の考え方を採用する必要がある、基本的にはこの 2 軸で利害対立・利益衡量の結果としてのルールを評価・創造してもらう必要がありました。今回は校則を題材にするということで、教育的配慮・生徒の健全育成目的を考慮し、アファーマティブアクションの考え方を、意味的にはずれるところもありますが「パターナリズム(温情主義)」で構成しました。これらの考えの指針を会得してもらうため、授業内容として、高校生に対し携帯電話の持ち込みは絶対に禁止する—というルールを例として提示し、これにより保障される自由・利益と制限される自由を考察してもらうことを通して、衡量すべき権利自由を可視化することを実施しました。それにより、本教材の目的である、先に挙げた 2 つの指針をもって、校則を用いたルール評価・創造を行い、積極的な法意識を育成することを目指しました。

今回の授業で、高校生間でのルール作りのための、利害対立・利益衡量の話し合いにおいて、改めて各人の理想とする利益や得たいと願う権利自由は相対的であり、その話し合い(半ばディスカッション)の中にこそ、法教育・主権者教育の到達地とする法的思考の養成過程が詰まっていることを実感しました。これも高校生各人が主体的に授業に臨んでくれたおかげであり、授業後のアンケートを見ても、本教材の目的である積極的な法意識の養成は概ね達成できたものと思います。

本教材の実践を終え、先も述べたように各人の権利意識が相対的であることと同様に、法教育に従事している我々の中でも法的思考や法教育に対する考え方や定義(法務省による定義はありますが、ここではさらに深くより具体的)は相対的であると思います。やはり、教えることは学ぶことであることから、教えるためには教える側がしっかり理解していることが前提になってくると考えます。よって、授業をする側が法的思考や法教育の定義を自分なりに考察し設定することが教材作成のスタートになると実感しました。かくいう自分も大雑把なものに留まっているため、それが現状急務だと考えており、これからも対象者により実りある法教育教材の作成・実践に取り組んでいきたいと思っています。

金沢大学法学部 坂口雄基



「司法試験合格者祝賀会」

2019年11月16日、昨年度の司法試験に合格された、USLE 2期の先輩方の合格祝賀会を開催しました。慶應、中央、一橋からそれぞれ1名ずつの合格者の方をお招きして実りある会となりました。また、祝賀会の前には、3名の合格者の方に合格体験記を話して頂きました。

合格体験記の中で印象に残っている点は、3名の合格者とも共通して、「過去問演習の重要性」を強調していた点です。ロースクールでの生活では日々、授業の予習・復習に追われ、なかなか司法試験の過去問に割く時間をとれないですが、早いうちから過去問演習をしておく、いわゆる到達地点と現在の自分の実力の差を把握でき、自分の弱点や、得意な分野を知ることができるというお話もありました。また、過去問はただやるだけではなく、出題趣旨および採点実感をしっかり読み込んで、出題者の意図や採点官の意識しているポイントを把握することも大切であるというアドバイスも頂きました。参加していた学生の大半がロースクール1年目であったため、司法試験まで時間があり、つい怠けてしまいがちですが、合格者の勉強スケジュールなどを知り、司法試験までの具体的なイメージを持つことができました。

そして、合格者の方の中には、1度司法試験に落ちてしまい、2度目の挑戦で合格された先輩もおられました。その方のなぜ1年目は失敗してしまったのかという失敗談と、なぜ2年目は合格することができたのかについても詳しく伺うことができ、とても参考になりました。特に、メンタル面の維持の仕方についてのお話で、やはり1人で勉強していると、モチベーションが上がらずにダラけてしまうため、友人と同じ環境で勉強したり、ゼミを組んで一緒に起案練習をすることでモチベーションを保っていたという経験談はとても参考になりました。

合格体験記の後は、祝賀会に移り合格者の方と食事をしながら、合格体験記の際に疑問に思ったことや、就活のことについてなどの会話をしながら貴重な時間を過ごすことができました。また、合格者の方の司法試験後の生活について質問したところ、中学生や高校生に法教育をしたり、英語や中国語などの言語の勉強をしている方もいました。弁護士として業務を行う際にも、日本語だけでなく、1つでも多くの言語を話せた方が業務の幅が広がるとのことでした。近年では、外国人労働者の就労に関する法的問題など、日本においても他国の言語を使用する案件を扱う機会は確実に増えており、英語に限らず、複数の言語を扱うことができるメリットはとても大きいといえます。ロースクールの友人との間では、弁

護士になった後の具体的な業務の会話や、そのためにいすべきことなどを話す機会は少ないので、将来のことを考えるととても新鮮な機会となりました。

USLEでの活動は、主に同期のロースクールのメンバーでの活動が主な活動です。しかし、同期だけでなく、USLEに所属していた先輩や合格者の方との繋がりを作り、法教育の学生と実務家の壁を越えた繋がりを作ることもUSLEの今後の活動の1つです。今回の合格者祝賀会は、そのための良いきっかけになりました。

私たちも、合格者祝賀会に参加してくださった先輩方に続いて行けるように、そして、いつの日か後輩に合格体験記を話すことができるように、法律の勉強や法教育について一生懸命励みたいと思います。

慶應義塾大学大学院法務研究科 佐藤浩樹



今後の活動に向けて

鷺宮高校 都築美恵

—これからの法授業に望むこと、授業を受けた生徒達への影響—

2019 年度、本校の高校三年生に向けて模擬投票と昔話法廷の法教育授業（以下「法授業」と略します。）を実施していただきました。以前より法授業に関心があり、受け持ち生徒に是非授業をしていただきたと考えていたところ、実現しました。授業を生徒と共に受けてみて、高校一・二年生で実施するべきだったと思いました。特に模擬投票は生徒が 18 歳になる前に受けられる方が良いと感じました。

模擬投票では予想以上に生徒の反応があり、立候補者に対する質疑応答では正確に広報の内容を理解し、自分のことと問題を捉えて考えられていると分かる質問もありました。大人から見ても視点が良い生徒もおり、生徒の可能性に感心しました。そして、何よりも臆せず自分自身の意見を述べる事が出来る生徒を誇りに思いました。一票の重みを考えた生徒が多く、広報の内容をよく吟味することが必要であるということや、様々な考え方や価値観が存在し、人とそれらを共有することの重要性などにも気づけたようでした。意見を発信するのが苦手だと言われている日本人や、周囲への関心度が低い若者も多くいます。そういう部分の解消に少しでもつながればと期待します。

昔話法廷では誰が裁判員として呼ばれるかわからないため、生徒たちの良い経験となったと思います。与えられた情報を正確に読み取ったり、物事には多面性があるということを知り判断したりすることが重要であると学んだ生徒も多く、今後呼ばれた時でも躊躇なく参加し、真摯に物事に向き合い、考えていくことができるかと期待します。

法授業を受けた後の生徒の反応は、生徒同士で授業の感想を話し合ったり、または感想や意見などを教員に直接ぶつけてきたりする生徒もありました。社会科の授業で法授業について教科担当に報告したり、保護者にも感想などを話したりした生徒もいたようでした。それまでは生徒が社会的な話題について教室で話すことはありませんでしたが、前向きな変化がみられる生徒が出たことに、一歩大きく前進したと考えています。

最近では社会的な話題に触れる家庭が少なく、ニュースを見ない生徒も多くいるのが現実です。また、保護者が積極的に選挙について話すようなことも少ないと感じています。家庭教育で触れられないのであれば、学校がその役割を担わなければならないと以前より考えていました。そのような状況の中、選挙権を持つ年齢が18歳に引き下げられました。早くから社会に関心を持たせ、政治に参加し、日本について考えさせるという観点では大いに賛成です。しかし、選挙権を持つ若者たちが手にした一票の重みを考えなければ、年齢を引き下げた意味もありません。授業で意識して社会的な話題を取り入れたりすることは可能ですが、実際に体験してみることが一番生徒たちの心を動かすと考えました。本校では、三年次に政治経済と倫理の授業を設置しています。一・二年次では、これらの思考する科目の土台となる知識習得が主となる地理や歴史科目を設定していますが、法授業を受けた生徒の反応やその後の感想などを見てみると、授業を受けて良かったという声が多く、三年間の社会科の科目の積み重ねとも関連して意義があったと感じています。

今回、法授業を依頼した理由は、日本の未来を担っていく若者たちに、自分の好みに関わらず、これから自分自身が関わっていく社会に対して、興味関心を持って欲しい、またそれについての様々な情報を取捨選択し、自分なりに考えや意見を持ち、さらに人の意見に耳を傾け理解できる人になって欲しいという願いからでした。私の関わってきた生徒の多くは、自分の好むものには興味関心が高く、それに限って自分の意見を持つことができます。しかし、自分に関わりのないことや、好みではないことに関しては、関心が低く、話を聞こうとしない生徒も多くあります。このような姿は、多くの高校生に見られるのかもしれませんが、しかし、このような高校生が増加するほど、日本の未来について一部の人がしか考えていけないという現実直面するのではと危機感を抱いていました。

ぜひ、長く活動をしていただいて、多くの先生方に知っていただき、ぜひ教育活動に取り入れてほしいと願います。大げさかもしれませんが、良い連鎖が発生し、法授業を受けた生徒たちが親となり、次の世代に高い次元で「考えて、行動する」ことの重要性を説いてくれればと期待しています。

日本の未来を支える一人として、本校の生徒が、また日本の多くの若者が社会で活躍してくれればと切に願います。

昌平中学・高等学校 石澤淳一

—これからの学校教育に必要な視点—

昌平中学校の開校以来、毎年リーガルパークの皆様に来ていただき、模擬裁判を実施して頂いています。昨年で8回目でした。誠にありがとうございます。

さて、本校は「国際バカロレア」の認定校です。私自身は高校の国際バカロレアコースの担任をしており、今回はその立場から、模擬裁判授業を通じた生徒の変化や、これからの法教育に期待したいことなどを書きたいと思います。

「“国際バカロレア”って何？」と思った人。きっと多いのではないのでしょうか。インターナショナルスクールのことかな、とか思った人もいるでしょうし、自分には関係ないと思った人も多いのではないのでしょうか。しかし、これは今の教育界の流れを象徴するものだと私は考えています。

国際バカロレアの教育プログラムは、これまでの日本の教育とは大きく異なります。教師が黒板の前に立って生徒に知識を詰め込む教育ではなく、探究力・思考力・論理力・プレゼンテーション力養成に重きをおいた、課題解決型の授業を展開していきます。「センター試験をやめて、一点刻みの判定をやめる」という最近の教育改革も同じ考え方です。私のクラスでは、机の配置は常に4人1組となっており、教師が一方的に話をするのは50分のうち10分程度です。例えば私が担当している歴史の授業では、年表と歴史的事実はあらかじめプリントに書かれており、生徒は宿題として基礎知識を身につけた状態で授業に参加し、教員は少し補足の説明をするだけです。そして教員が用意した歴史資料や文献を生徒に提示し（教員は適切な資料を探して用意するのが大変…）、その文献の内容要約や資料の価値と限界をグループごとに議論します。そのうえで探求のテーマ（例えば、第二次世界大戦の各原因はどの程度の重要性を持っているか？）に答えます。ある者は「ヒトラーのせい」と言うでしょうし、また別のある者は「国際連盟のシステムの欠陥」に原因があると言うでしょう。従来の教育に慣れ親しんだ者は、過去の出来事には「公認のストーリー」があり、それは他よりも正しく、何かの事象には必ず1対1対応で原因があると思いがちです。しかし、それは誤った理解です。実際には様々な要因の相互作用によって戦争が引き起こされることを内容として学びます。そうして「重要性」という概念について学びます。スキルの的には、戦争の原因を資料から分析したり、小論文を組み立てたりする中で、思考スキル、コミュニケーションスキル、社会性スキル、リサーチスキルを獲得していきます。

中学生が模擬裁判を通じて学んだことは、単に裁判の仕組みだけではなく、「証拠に基づいて論理的に説明するスキル」「相手の主張を吟味するスキル」「何が正しいかについては多様な考え方あることを知ること」だと思います。教える側が生徒にどういう概念やスキルを身につけさせたいかを常に意識する必要があります。

だとするならば、これからの法教育を考えるうえで必要なのは、知識を通じて概念やスキルを学ぶ機会をできるだけ多く作ることだと思います。ますます社会が複雑化していく中で、従来の知識だけでは対応が不可能なことは明らかです。多様な概念やスキルを理解し、人に流されない哲学を持った人材を今後も育成していきたいと思います。



世田谷区立明正小学校（前・世田谷区立東深沢小学校）

主幹教諭 佐野一道

—法教育の神髄ここにあり—

出前授業を終えて、ただただ感服しました。小学生に教えることは、みなさんの想像以上に難しいことです。児童は人生経験が浅いので、大人の表現では分かってくれません。一度に学べることは一つか二つです。耳で聞くだけで理解する力は、その素地がまだ養われていなために困難です。視聴覚を多用しても、一方的な講義では関心は高まらず、学びが定着しません。

専門家を学校に招いての出前授業は、担任が教えるよりも有効で、専門的であってほしいと期待しています。けれど、専門的であればあるほど、小学生の学びには遠くなります。このバランスが難しいのです。

令和2年2月、世田谷区立東深沢小学校の6年生を相手に、USLEのみなさんに模擬裁判の出前授業をしていただきました。初めは、社会科公民分野の、裁判所の役割について理解する助けになればと思いました。担任とは違う大人から、すなわちその分野の専門家から司法に関する用語を聞くことで、刺激を受けるだけでもいい。そもそも小学生に理解させることは難しいので、これからの人生で司法用語に反応できるアンテナとなる授業として期待していました。模擬裁判で検察や弁護士の役割を体験したり、「48送検」とか「控訴上告」などの用語が出たりして、子供たちが「へえ」と言えればいいなと思っていたところでした。

しかし、USLEの授業は違いました。「人から聞いたことがどれだけ信用できないことが、分かりましたか。」司法制度を教えるのではなく、裁判や裁判員制度といった司法の流れに沿いつつも、児童の生活に密着したことを主題にして授業を組み立ててくださいました。司会の学生さんが強調していらっしゃった「伝聞の不確実性」は、まさに児童の生活に密着することですよね。個人活動、グループ活動を織り交ぜた主体的・対話的な授業展開も含めて、お見事、としか言いようがありません。

発達段階に従って、法とは何かを教える。何も、法律自体を教えるのではなくて、法精神や法律を学ぶ下地を身に付ける。小学生段階での法教育がどうあるべきか、それを体現した出前授業でした。

以上の、今回の出前授業のすばらしさを箇条書きにまとめますと、

- ◎発達段階に沿った学びの狙いを設定している（司法の知識獲得は最小限にして、児童の生活に沿った学びにしている）
- ◎体験を通した学びになっている（役割演技）
- ◎問いに対して答えることで、自ら考える活動を取り入れている（主体的な学び）
- ◎グループで話し合っただけで学びを深めている（対話的で深い学び）
- ◎論理的な思考を育てている（判決）
- ◎視覚教材を用意している（映像、寸劇など）
- ◎遊びの要素を入れて、意欲関心を高めている（伝言ゲーム）

小学校の教室での担任は、警察であり、検事であり、判事であり、弁護士でもあったりします。児童の訴えを聞き、証拠や証言を集めてルール違反や加害を認定し、間違ってしまった子に反省を促し、トラブルの仲裁をして、傷付いた子を慰める。

全権があるようで、限界もあります。捜査機関ではないですから、防犯カメラも指紋採取もありません。そもそも、最終的には裁くことではなく、教え育むことが目的ですので、本人を納得させることが重要です。時系列を正し、論理的に証拠を整理し、本人が受け入れられるように説明する（実は、今日の教師には、学習指導よりも、そちらの力の方が多く求められているのかもしれませんが。全体として、自己主張を重要視する社会の傾向は、子供にも強く影響していると感じます）。一方で、どうしても人生経験が浅い小学生は、狭い視野で都合のよいように物事を測ります。「〇〇君が、そう言っていたらしい」。不確実な伝聞を根拠に挙げるたり、つじつまの合わない主張を平気でしたりすることは、よくあることです。そこを指導して成長させなければなりません。

小学校は、教室という小さなコミュニティを舞台にして、児童の社会性を育てる場所ですが、まさに、今日の児童に必要で大切な学びの場を、高い指導技術をもって USLE が提供してくださいました。

法教育とは、法律や法制度を学ぶだけでなく、法律的な考え方を通して、社会性や論理的な思考を育てるものでもあるのです。これぞ、小学生の発達段階に求められる法教育なのだと、私どもも学んだ次第です。

心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

総括

東京学芸大学大学院社会科教育専攻法学コース

2019 年度修了生 宮下奈緒

・はじめに

これまで、法教育の担い手については、教員だけではなく、研究者、法曹関係者との連携が不可欠であるということは何度も論じられてきた。そして実際に、弁護士会や司法書士会、法務省が様々な法教育教材の開発や出張授業を行い、多方面から評価を得てきた。しかし、彼らの活動にも多くの課題が残されており、昨今はそれらを克服するべく、新たな主体の育成が求められるようになった。その中心となりうる存在が、USLE の構成員である学生たちなのである。USLE は 2020 年度で設立 5 周年を迎える。まだまだ発展途上の団体であるとはいえ、その活動は日本の法教育に大きな功績をもたらすものであるといえる。

・学生主体の法教育における意義

ここで、学生主体の法教育の意義について①法教育の視点からの意義、②学生の視点からの意義、この二つの側面から記していきたい。

①法教育の視点からの意義について、まず、学生は法教育の担い手不足の解決を補う存在になりうるということが言える。法教育には教員だけではなく、法律実務家との連携が必要不可欠であるということは先に述べたが、昨今はこの法律実務家が多忙であるということなどにより、深刻な担い手不足が生じている³。しかし、法学部・法科大学院の学生は、常に法教育サークルなどで活動を行っているため、蓄積された一定以上のノウハウがあり、さらに、法律実務家と比較すれば、教材制作や準備・練習の時間も多く取れる。そのため、法律実務家に準ずる存在として、同等の活躍が期待できる。

加えて学生は、生徒にとっても、教員にとっても、親しみやすい存在であるということが言える。たとえば、法律実務家による法教育の実践では、授業後に行われたアンケート内で、授業を担当した弁護士について「お金持ち」「頭が良さ

³ 今井秀智「LAW Angle-法科大学院の論点-臨床法学教育としての『法教育』授業の実践」『法学セミナー』690号（2012年）42頁。

そう」「怖い」など、生徒が弁護士を権威的と捉えたようなコメントがあった。一方、USLEの学生による昔話法廷の授業では、法学部生・法科大学院生の学生らしい明るく澁刺とした態度が、生徒の雰囲気をよくしていたというアンケートの回答が複数見られた。彼らの醸し出す、学生らしく明るく澁刺とした態度は、生徒たちにとって、年齢も近く接しやすい存在として受け入れられるのである。

さらに法学部・法科大学院の学生は、日頃は子どもたちと同様に授業を受け、大学教員に教わりながら勉強しているのであるから、より「学ぶ者」に近い感覚を保っている。さらに、法を学んでいることで、一般人よりも法に親しみを持っている存在であり、「学ぶ者の感覚に寄り添いつつ、法の面白さを伝える授業」を生徒に提供することができる。これは、教員や法律実務家には成し得ない、法学部生・法科大学院生ならではのものである。これについて、筆者は日頃からUSLEでの活動を通じて、法学部生・法科大学院生による教材作成を見ているが、彼らの「学ぶ者」としての感覚を持ちながら、法を楽しく・面白く伝えたいという価値観の中で作られる教材は、他の法教育の担い手にはない独自の視点が含まれており、興味深いものだと感じている。

次に、②学生の視点からの意義について述べる。学生は子どもたちに教えることにより、自身の持つ知識をさらに深めることができるということである。これは特に臨床法学的な意味があるが、座学で知識を詰め込むことの多い法学部生・法科大学院生にとって、自身の持ちうる知識を分かりやすく解釈して考え直し、子どもたちに教えることは、より深い理解に繋がる。野坂佳生によれば、学生が法教育の研究や実践に関わることで、法的価値判断力だけではなく、法的思考技能の獲得も期待できるという⁴。これらは、将来、法学部生・法科大学院生が法律実務家になった際に必要な能力であると考えられる。このように、学び直しと、実務経験ができる法教育は、法学部生・法科大学院生にとって非常に意義深いものである。

加えて、これはUSLEに所属する学生へのアンケートを通して明らかとなったものであるが、法教育活動を行う学生は、法教育活動を通して、社会と接する機会を持つことができるということである。とりわけ法科大学院生にとって、大学院に通学する2ないし3年間は司法試験に向けた勉強を行うだけの時間となる傾向がある。これに対して、法教育活動は、同じ学校の学生だけではなく他大学のサークル生や弁護士、教員などとの接点を持つことのできるものであり、普段から閉鎖的な空間で過ごすことの多い彼らにとって、貴重な経験となる。さらに、法科大学院生以外の大学生・大学院生にとっても、法教育活動を行うメリットがある。

⁴ 金沢大学「金沢法友会」については、野坂佳生・福本知行・荒井美友季「〈研究ノート〉金沢法友会における法教育の研究と実践—学士課程法学教育におけるその意義—」『金沢法学』55巻1号（2012年）・48頁。

それは、法教育活動では様々な体験を通して、トーク力や、教育力、考察力などのスキルの向上が期待できるということである。このスキルは、法曹にならずとも、一社会人として、就職活動や社会に出た際に必要不可欠なものであるが、日常生活を送る中では、満足に修得することができない。ゆえに、先に挙げたようなスキルが自然と養われる法教育活動は、法科大学院生以外の学生たちにも意義のあるものだと言える。

・USLEの今後の展望-まとめに変えて-

最後に（僭越ながら）、今後のUSLEによる法教育活動の普及・拡大に向けて、新たな視座をもたらし、本誌の総括としたい。

さて、法教育先進国アメリカでの例を見れば、「ストリート・ロー」の個人の活動の積み重ねが、次に大きな母体団体の設立に繋がり、その後国全体、さらには他国にまで及んでいるのであるから、個の法教育サークル活動や法教育ゼミ活動から、母体団体USLEの設立に至った日本は、学生主体の法教育の歴史において大きな一歩を踏み出したものと言える。しかしながら、現在のUSLEの活動には課題も多く、団体としてはまだまだ発展途上にある。そこで、この先USLEが日本の学生法教育団体としての地位を確立していくためには、法学部生・法科大学院生独自の教材を開発すること、さらにはその教材が一定以上の成果をあげ、学校現場や法教育関係者からの信頼を得ていくことが必要だと考える。例えば、先にも挙げたアメリカの「ストリート・ロー」では、法教育用の教材は全て学生で作りに上げていたこと、授業実践を積み重ねることで勝ち取った信頼や評価が実を結んで、活動の普及・拡大が進んでいった。これに比較すると、USLEの学生は、教材開発や新規実践の場の獲得を自ら行うということはできていない。今後は、学生自身が法教育の担い手であるという意識をより強く持ち、USLEの活動の「代名詞」となりうるような、独自の法教育実践や指導法を創り出すこと、そしてその題材をもとに、教員・法曹関係者・法教育関係者などともノウハウを共有しつつ、さらに活動の幅を拡げていく必要がある。

今年度の活動数の大幅な増加からも見られるように、USLEに対する、特に学校現場からの需要は非常に大きなものである。その期待に応えるため、そして、日本を代表する法教育団体に発展していくためにも、今後も会員・賛助会員、皆が力を合わせ、研究と実践を積み重ねていきたい。

「アンケート」（一部抜粋）

令和元年10月3日「模擬裁判」 —都立立川国際中等教育学校4年生—

- ◆ 質問！弁護する人が本当は有罪と知りながらも弁護するんですか？それとも知らないフリをして無罪を主張するんですか？
- ◆ 被告人に適切な処罰を下すことがいかに難しいということを感じました。実際、今日において23班中1班しか適切な処罰を下すことができなくて自分もはずした22班中の一人でした。また人によって判決が大きく変わるからこそ控訴というのがあるとわかってすごい腑に落ちてすっきりしました
- ◆ 「人が変われば判決も変わる」ということや「無罪の人が有罪になるくらいなら有罪の人が無罪になるのは仕方ない」ということを身をもって感じる事ができました
- ◆ 自分と周りの意見が異なる場合、必ずしも自分の意見が通るわけではないし、納得していなくても周りに合わせて認めざるを得ないときもあるのだということを今回身にしみて感じました
- ◆ 法律という絶対的なものを定めているとしても、判決をくだすとなると私情をはさんでしまっていたり、状況が複雑で判断しづらいときが多く、裁判員に選ばれたとしたら自分はためらわずに重い罰を課そうという判決を下せるかどうかかわからないなと感じた
- ◆ 同情を誘うようなことを被告人が言うと、それに流される可能性があるのが怖い部分である
- ◆ 前半の模擬裁判では、確たる証拠がなく、本当にやったのかやってないのかがとても難しかった。後半の昔話法廷では完全に犯行を認めているが、どの程度の処罰にすべきなのかが難しかった
- ◆ 自分の意見で人の人生が変わる怖さを知りました。もし犯人ではないのに有罪にしてしまったらと思うと無罪にしまいました。
- ◆ 同じ事件を、いろいろな国ごとで裁判員制度によりどんな判決の違いが出るのか、国民柄は出るのかを知りたいです

- ◆ どちらか（今回でいうとみつおさん）に感情移入してしまうので、裁判員には向いてないと思った。被告人、被害者、周りの人、家族、それぞれに想いがあるから簡単に判決を下すことはできないなと思った
- ◆ 最後に話されていた、有罪だとわかるような人にもなぜ弁護するのかという話はすごく納得できて、反対意見を言うということで正しい判決を下すことに少しでも近づくことができるのかなと思った
- ◆ あまりにも無罪の班が多すぎたように感じます。「空の財布が同公園の外にあった」などの設定を足して、被告人の不利要素を増やしてほしいです。検察という立場の人が、有罪を取れなかったとき、被害者の方の気持ちが少しかわいそうになると思いました。勝ち負けがあるものだからとても怖いなと思いました
- ◆ ドラマ 99.9 を見ていて、裁判や弁護士に興味があってあらためて興味がわきました。弁護士や検事になるのは難しく勉強がたくさん必要ですが夢になったら頑張りたいと思いました
- ◆ 人によって考え方や見る視点がちがって、様々な可能性が広がることを改めて実感しました
- ◆ 凶悪犯をなぜ弁護するのか疑問だったけれど、確かに全員がその人を悪いと思うと必要以上に悪いと思うと、必要以上に重い判決になってしまうかもしれないと思った
- ◆ 昔話法廷を昔テレビで見たことがあるんですが、毎回すごく考え込みます。難しいです（笑）
今日も結局うまく結論を出せなかったのですが、私は毎回優しく考えてしまいます。犯人に同情したり。でも、ほかの人の意見を聞くと、もっと厳しい声があがったりして、甘いんだろうか、と思います。そちらの意見に納得するときも多いです。もっと厳しい目も必要なんじゃないでしょうか
- ◆ 判決を出すとき、曖昧なところも含めて判断しなければならないのに、しっかり決められる裁判官のすごさを実感しました。私たちはほぼ全員無罪判決を誤って出してしまったことで、それを強く実感できました
- ◆ いくら無実だったとしても負けたら国家に強制従わなくてはならない恐ろしさを知った
- ◆ 私が印象に残ったのは、人によって考えが違ふということです。午前中の模擬裁判も午後の昔話法廷もみんなの判断がわかることを知りました。とても良い経験になりました
- ◆ 法・裁判は正確ではないことがわかりました。人によって変わるのは人間だから仕方ないと思います。AI に決めてもらえばいいと思います

- ◆ 話してくださった、99人の有罪の人を無罪にするより、1人の無罪の人を有罪にするほうが重いことをとても実感しました
- ◆ 明らかに極悪犯を弁護する人ってどうなんだろうって思ってたんですが、実際はそれぞれの立場から弁護して裁判官に判断を委ねるのが弁護士の立場なんだとわかりました
- ◆ 裁判員裁判は実は被告人に有利になる仕組みであるということが感覚的にわかった
- ◆ 司法試験に合格したい
- ◆ とてもリアルでクオリティが高かったです
- ◆ 被告人と被害者の2人ともどんな質問にもちゃんと答えていてリアルさがあり、本当の裁判みたいで良かったです
- ◆ 法は堅く苦しいものだと思っていましたがそのイメージを少しでも変えてくれてありがとうございます
- ◆ 自分1人で考えていると行き詰ってしまうこともあるが、グループで話し合うと煮詰まるまで深く追求されることがあり、よかったと思う。話しているうちに「ここおかしいよね」などと新たな意見も出てきたりして、どんどん掘り下げていくことができた。
- ◆ 人が変われば判決も変わるということについても、憲法における個人の尊重が反映されているのかなあと感じました



令和2年2月10日「模擬裁判」

—世田谷区立東深沢小学校6年生—

- 自分自身、裁判や法について深く考えたこともありませんでしたが今回の授業で、いかに裁判が生活に関わっているのかを知りました。また、人から聞いた話が必ずしも事実であるわけではないことを学びました。すごく伝言ゲーム楽しかったです
- 人から人に伝えられたことは必ずしも正しいとは限らず、むしろ間違った情報になってしまうということ。その間違った情報で不公正な裁判にしてしまわないように証拠が求められていること。裁判にはこの人が犯人だと確定できない時には無罪にするという法則があることを学びました
- 女性のバックが盗られてしまったので犯人を見つけるために周りにいた人から情報を集めて犯人を調べました。裁判をして犯人だという証拠を集めた裁判は民事裁判や刑事裁判などの色々あり、その内容と犯人をどのように裁判で裁くなどと学びました
- 裁判では刑事裁判と民事裁判があり、僕が好きな刑事裁判のことをよく知れて、罪には色々なものがあると改めてわかりました。この世の中で一番多く起こっている犯罪が窃盗罪だということがわかりました。さらに多くのことを学び刑事裁判についてもっと興味を持ちたいと思いました
- 犯人を特定し、逮捕するまでには様々な過程があり、一筋縄ではいけない事を学びました。例えば、犯人を特定する時、人が話していた事は信用できないことや、有罪を前提で考えると犯人とされている人が不利になってしまうことなどの裁判の基本的なことを学びました。検察官と弁護士は、それぞれの役割が裁判にとっても重要だと思いました
- 裁判にはたくさんの人が参加し、犯人の持っていたキーホルダーなど、かなりの細かいところまで聞いてより公正な裁判を行っていたこと、また、裁判員も一緒に審議をすることがわかり、国民に公正な裁判を行っていることを国民に知らせているのだなとわかった
- 裁判で判決を下すのに時間がものすごくかかることがわかり、慎重におこなっていることを学びました。また、検察官などによる質問も、平等になるように制限していることも学びました。冤罪がおこらないように判決をしていることも学びました

- 裁判の詳しい仕組みについて知れた。町や人を守るためにする謎解きもすごく面白くてわくわくした。また、説明などがわかりやすく、すごく楽しかった。人の心を動かす説明を私もできるようになりたい！と思いました
- 人から人に伝わったことをすぐに信じてはいけないということと、人から人に伝わったことを鵜呑みにしてはいけないということを学んだ。模擬裁判であまり決定的な証拠がなく、どちらとも（有罪とも無罪とも）言えないと思ったが、そういう場合は無罪にするということ学んだ
- 弁護士の役で被告人が有罪にならないように質問しないとなと思いました。弁護士は被告人が無罪だと考えているので一番無罪の定義のもとで考えている立場なのだと思います。また、有罪判決は被告のその後の人生を大きく左右するので最初から有罪だと思い込まずに証拠にもとずいて冷静に判断することが大切だと思います
- 「見ました」や「この人がやった」というような言葉などの証拠だけではダメで、防犯カメラや買い物をしたときのレシート、電話などの履歴など物的証拠ではないと無罪か有罪かわからないし裁判にかけられた人が本当はやってないのに有罪にされてしまうので、もし裁くことがあったら公平にしたいと思いました
- 自分の感情で勝手に人を決めつけたり、確かな情報もないのに他人からの情報を鵜呑みにしないように心がけたいと思います。また、選挙権が与えられ、裁判員に選ばれたときにこの模擬裁判で学んだ確かな証拠がなくてはならない、人からの伝言は信用ならないということを思い出して裁判に挑みたいです！
- 誰々が誰々の悪口を言ってたよ、とか人からの聞いた話だけを信じると言ってもないことなのに信じられてしまうとよくないことがおこってしまうので、信じていいこと、信じちゃいけないものをしっかり考える
- これからも何かを決めるときの話し合いで意見が対立することがあるかもしれないので、そのときには良し悪しを勝手につけるのではなく公平に決めていきたいと思いました。また、大人になったら裁判員として裁判に関わることもあるかもしれないので、そのときには今回学んだことを生かして、しっかりとした根拠をもとに有罪か無罪かを決めたいと思いました。
- 模擬裁判の体験を行って、改めて不審者などに出くわしたら全力でその場から逃げて、少しでも被害者にならないための行動をとりたいと思いました。もしも被害者になってしまった場合は少しでも犯人をつかまえるための証拠を言って、すぐ解決しようと思います。

- 友達から聞いた根拠のない噂話は鵜呑みにするのではなく、頭の片隅に置くだけにしたいと思います。また、ケンカをしたときもどちらが悪いと決めつけないで、両方から話を聞こうと思いました。
- 罪をおかしたとされる人がテレビで放送されていたとしても本人がその罪を犯したことを認めている場合を除き、そのテレビは人（検事）から聞いた話であるので正しいことを言っているとは限らないため、テレビを見ただけでその人を犯罪者とはしないようにする
- 身の周りの事で、良いか悪いかを決める時、裁判と同じように証拠や理由を利用し、説得力をもたせることができるといいなと思います。無罪を前提に考え、被告人にも有利になるように考えることを活用したいです。
- 最近、裁判がニュースで取り上げられているけれど、今まではあまり興味を持たなかった。しかし、今回の体験を通して、これからは積極的に裁判に興味を持ち、意見を持っていきたいと思いました。
- 今回の学習で、少し、裁判についてもっと知りたいと思いました。そして、少ない手がかりから答えを出せるようになりたいです（何かあったときに）コミュニケーションももっと取れるように頑張ります。お疲れ様でした^^
- 私は学校で、友達から「こうだったらいいよ」と、友達も噂で聞いたことを聞いて、それを信じてしまったり、それが原因でトラブルになってしまったりします。でもこの模擬裁判をして、友達から聞いた事が本当かわかるまで信じてはいけないという事を学んだのでこれからこういう事が起こったときに今回の模擬裁判で学んだ「信じる」「信じない」の判断をしっかりと、トラブルにならないように話したいと思います
- 模擬裁判の授業をしてくれた人も言っていたが、裁判員制度が導入されたので大人になっても裁判員に選ばれたときに生かされると思った。そして、模擬裁判の授業によって裁判に対しての関心がさらに高くなった



令和元年12月13日「昔話法廷」

—稔ヶ丘高等学校—

- ◆ 憲法13条の「幸福追求権」というものにとっても素晴らしさを感じました
- ◆ 自由とは「自由→紛争→解決」で成り立っているということがわかりました
- ◆ 同じ内容で話し合いをしても、様々な意見が出ることを実際に感じる事ができた
- ◆ 裁判には感情論は不要で、法を守っているかどうか重要だと思いました
- ◆ 法、裁判は自由を守るため
- ◆ 価値相対主義
- ◆ 人と話し合うことの大切さ
- ◆ 人によって判決が変わってしまい、それに従わなければならないという理不尽を感じてしまった。だからこそ自分が裁判員になった時には被告人がどうやったら良い方向に進められるのかをしっかりと考えないといけないと思いました
- ◆ 討論でやっぱり2つにわかれていて、それぞれの意見を聞くのが楽しかった。自分の同じ意見の人の考えも聞けてなるほどと感じた
- ◆ 自分は人の人生を決めるようなことはできないと思いました。どちらでもいいと最初に思ったので人のことを決められないし決めたくないと感じました
- ◆ 今回のことで少しは法廷の仕組みはわかったが、自分には人の上に立つことや人の人生を決めることにはかかわれないと理解できました
- ◆ 色々と法と裁判について考えさせられる授業でした
- ◆ グループ討論を通して法廷の結論を深く話し合いながら、1つの結論に導くことができたので良かったです。法廷を体験できたのでとても良い経験でした
- ◆ 無関心が一番恐ろしいということが真に理解できた。
- ◆ なかなか難しい話でしたが自分の価値観と周りの価値観は違って当たり前だということを今日のお話で学ぶことができました
- ◆ それぞれの人が違う意見を言ってくれたため幅広い意見が聞けた。正反対の意見でも共感したり理解できたりしたため、議論としてもとてもよかった
- ◆ 討論をしてみて、皆の判決に対する考えの深さと自身の未熟さを感じた。ただ判決するのではなく、罪の重さを考えて決める必要があるとわかった
- ◆ 自分の意見と違う人の意見を聞くことができ、それによって気づかされるこ

とがありました。判決を決めると聞いても想像をすることができなかったのですが、動画を見たことで想像ができました。自分の意見を伝えるのが苦手でしたが今回発表をすることができたので良かったです。

- ◆ 私は罪を償われても家族は帰ってこないのも死刑にするべきだと思っていましたが、被害者が3人という点と計画性がないということに気づき、死刑は重過ぎる可能性があると思います。今は死刑ではなく別の判決を下すべきであると思います。人と話し合うことで意見が変わることがわかりました。
- ◆ 生徒とのグループワークを通じて「法」について学ぶ機会になった。今回の授業で「法」について知れたのもっと「法」について勉強してみたいと思った
- ◆ 死刑と、生きて罪を償うこと、どちらが重いのかどちらが適しているのか考えるのが難しかった。死刑がなぜあるのか、どういうものなのか考えるきっかけになった
- ◆ 「命でつぐなう」という言葉の意味が立場によって全く違うことがとても興味深いと思いました。私はどちらかというと、「命には命を」という考え方なので死刑にしない側の意見が新鮮でした
- ◆ 当たり前ではあるけれど、人それぞれの意見があり、自分と違う人の意見を聞くのが面白いなと思いました
- ◆ 私は「法」をテーマにしたドラマをたまに見ているのですが、自分たちが「法」を下す側として考える授業は新しかったです。グループで話し合うのが楽しかったです。どのような法律を作るべきか1人1人が自分の問題として考えることが重要
- ◆ 死刑を残す理由に「コスト削減」があるのは面白いと思いました。命は取り返しのつかないものなので、何が正解なのか難しいと改めて感じました。死刑制度については人を殺した人間が刑務所の中で衣食住を保障されるのはおかしいと思うため残すべきだと思います
- ◆ 裁判と聞くととても退屈でよくわからないイメージだったのですが、今回の授業を通して身近に感じることができました。人によって判決が変わることも印象的でした。SNSなどで「死刑にしろ!」というのは簡単だけれどよく考えて発言しなくてはならないと思いました
- ◆ 社会系の授業で法を習ったときにも、なぜこのような法が存在するのだろうと思うものがありました。個人の考えの差で大きく法の在り方は変わるので、国民の意見を十分に集め、考える必要があると感じました
- ◆ 国や社会が変われば変わる。法律は絶対的なものではないということもわかった
- ◆ 自分が遺族だったら死刑になってほしいと思ってしまいうけれど、死刑になる

ことで罪が償えるわけではないのかなという考え方もできるようになりました

- ◆ 今回の授業でわかったのですが、検察をやるというのはすごく難しいというのがわかりました。こちらがどんどん証拠を出さなきゃいけないのが大変でした
- ◆ もう少し意見を言えるような人になりたい。色々な意見が聞けたが次は色々な立ち位置で話し合いや判決を試みたい
- ◆ 有罪か無罪かを決めるのはかなり大変なことだと実際に話し合ってみて気づきました
- ◆ とても面白かったがそれと同じくらい難しかった
- ◆ 人間の考えが、人間の数だけあることを体験できました。
- ◆ 今回、このような企画をおこなっていただけたことをうれしく思います。テレビでは見ているだけでしたので、今回、自分の考えを誰かのために使うということができて人としての成長ができたのかなと思います。
- ◆ 実際に見ていない現場を話だけで有罪か無罪か決めるのが難しい行為だということを実感した。正直こんな難しいことを将来できる自信はないのが本音だが、しかし今回様々なことを学べたのでよかった
- ◆ 法のことについてくわしくわかりやすく教えてくださりありがとうございました
- ◆ 今回の授業では弁護や検察についての知識が身についたのでとても参考になりました。ありがとうございます



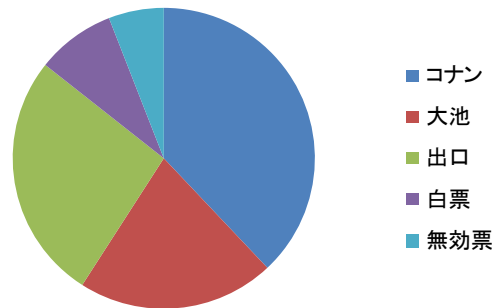
平成31年11月6日「模擬選挙」

—鷺宮高校—

●あなたの投票行動についてお伺いします

1) どの候補者に投票しましたか。

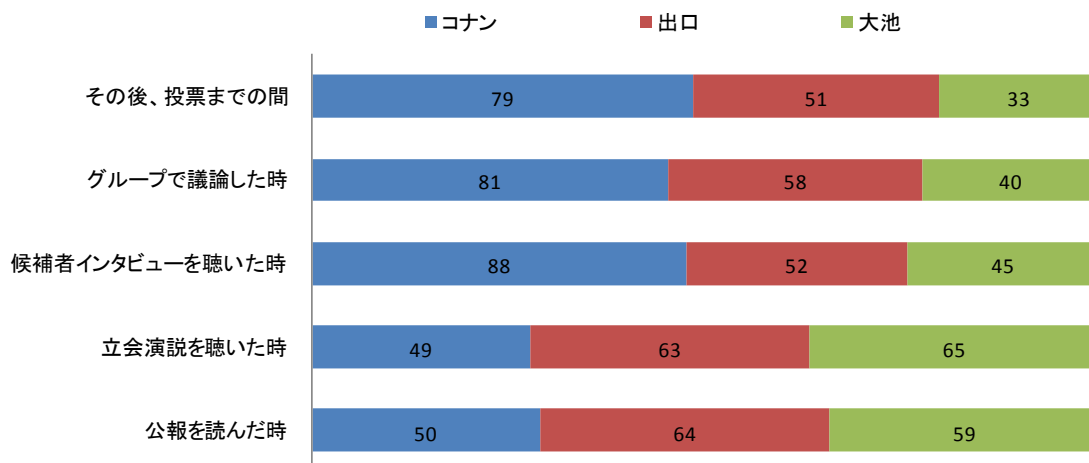
コナン	90
大池	50
出口	63
白票	20
無効票	14
合計	237



2) どの段階で投票しようと考えましたか。

	コナン	出口	大池	未定	合計
公報を読んだ時	50	64	59	55	228
立会演説を聴いた時	49	63	65	51	228
候補者インタビューを聴いた時	88	52	45	43	228
グループで議論した時	81	58	40	49	228
その後、投票までの間	79	51	33	65	228

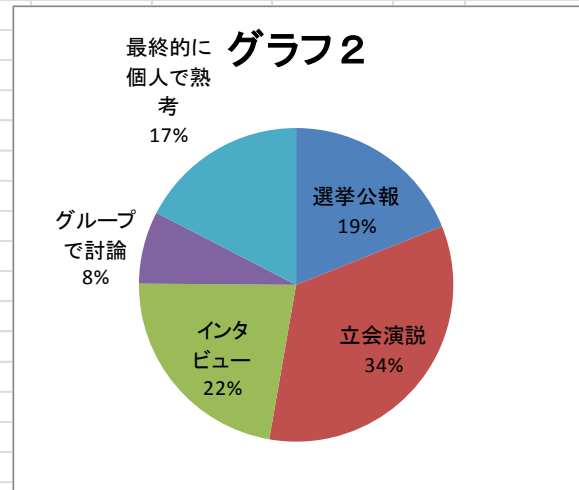
グラフ1



●投票意思の決定について

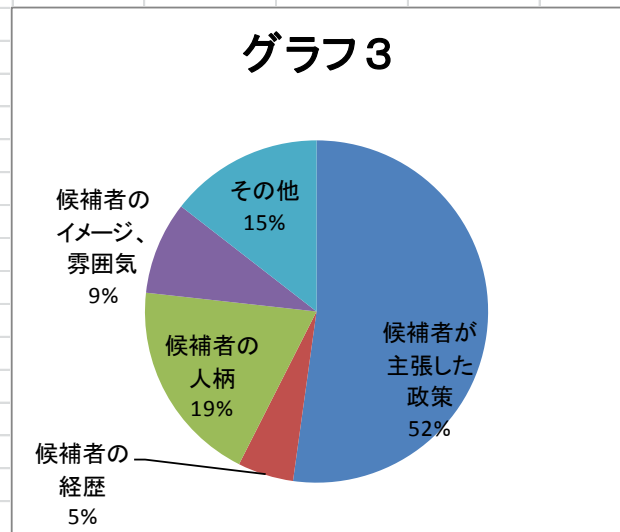
3) あなたが投票に於いて重視したものは何ですか(グラフ2)

選挙公報	38
立会演説	68
インタビュー	45
グループで討論	15
最終的に個人で熟考	35



4) あなたが候補者選定で重視した事項は何ですか？

候補者が主張した政策	119
候補者の経歴	12
候補者の人柄	44
候補者のイメージ、雰囲気	20
その他	33



感想

- 18歳になったら必ず投票して、選挙に貢献していきたいと思いました
- 模擬投票をすることで投票のイメージをつくることができたので良かったです。しっかり投票しようと思いました
- とても良い講義だった。投票の良い参考となった
- 投票の秘密というのは自分が投票した人を話してはダメだと思っていたが、それは誤った考えだということに驚いた
- 今後の実際の選挙に今回学んだことを役立てたいです
- 現在17歳で選挙未経験の自分としてはとてもいい練習になった
- 普段こんなに選挙について考える機会がないので参加型で考えられて楽しかった
- 国家と国民の関係についてなんとなくイメージできた。投票の手順がわかった
- 自分がもう選挙権のある歳なんだと実感しました
- 演説を聞くだけで自分の考えも大きく変わることがわかりました
- 選挙方法を知らなかったなので、今回学べて良かったです。恥じることなく選挙へ行けそうです
- 話し合いの時間があるのはいいと思った
- 一度選挙に行ったことがあったので経験をかさねることができました
- 若い人が選挙に行かないと、若い人向けの政策もなくなってしまうと思うのでしっかり参加しようと思った
- 選挙は基本的に1人で考えるものだけど、人の意見を聞きながら考えるのも新鮮でいいなと思った
- こんなにちゃんと考えたのは初めてだった。本当の選挙で生かしたい
- 白票とかについての考えがおしつけがましい→自由なら自由でいいと思う
- 政治に関わるのは難しいと思いました
- 演説で言っていることを実現できる人か見極めるためにも、普段から選挙に意識をもっておくことが大切だと思った
- 自分の住む町について改めて考えることのできるいい機会になった
- どれだけ選挙で自分の意見が合う人がいるのを見つけられるのが難しいのか、また1票が重要なかがわかった
- 若者が投票しなくなっている中、自分はきちんと投票しにいかうと思った。1票大事！
- 私の家では話してはいけないという暗黙の了解があったのでごもっともだなと思いました
- いつもは演説などは通り過ぎてしまうのですがこうして聞いてみると結構重要なことを言ってるんだと思いました。



日本学生法教育連合会会報誌第 3 号

4 期代表理事 : 佐藤浩樹・荻野亮佑・藤井裕也

発行日 : 2020 年 8 月 31 日

編集者 : 隈本光

2020 年 6 月 4 日現在の会員数

正会員 174名

法科大学院生	133名
一橋	25名
東京	4名
学習院	1名
慶應	48名
國學院	2名
中央	47名
早稲田	21名
大学院生	2名
成城	1名
東京学芸	1名
大学生	19名
東京	1名
金沢	7名
成城	1名
中央	2名
法政	1名
早稲田	9名
國學院	9名
その他	1名

賛助会員 28名

弁護士	15名
検察官	2名
行政書士	1名
教授	6名
法人	1名
NPO法人・その他	3名



Sato
Ogino
Hujii
Kobayashi
Tateno
Miyashita
Kumamoto





日本学生法教育連合会

第 4 回 総 会

令和 2 年 9 月 1 9 日（土）

13 : 30 開場

14 : 00 開会

16 : 30 閉会

会場：恵比寿 East Gallery

【オンライン&オフライン同時開催】

•当日は ZOOM 等のウェブ会議システムを用いて総会を行う予定です。
参加を希望される方には ID とパスワードをお送りいたしますので、
事前に下記アドレスまでご連絡をお願いいたします。

• お問い合わせ

usle.japan@gmail.com

mail-info@legalpark.jp

03-6408-0616